

指導者—国家—憲法体制における立法(一)

南 利 明

第一章 唯一の立法権者としての民族の指導者アドルフ・ヒトラー

第二章 三つの立法機関と立法形態

第三章 立法への党の関与

第四章 立法権の指導者権力化(以上、本号)

第一章 唯一の立法権者としての民族の指導者アドルフ・ヒトラー

合法革命の結果、アドルフ・ヒトラーが、民族の指導者として、自らの人格の中にライヒのすべての国家高権、即ち、立法・司法・行政の三権を統合するに至った。ここにおいても指導者権力が「統一的」かつ「不可分」のものであることに変わりはなかった。その限りにおいて、当然のことながら、もはや三権分立については語りえない、そうしたまっ

たく新たな時代が始まったのである。<sup>(1)</sup> ハンブルク行政裁判所が或る判決の中で確認したように、三つの権力が、指導者の手の中にある民族指導の手段として、かつてそうであった意味において、相互に均衡し、抑制しあう異なる権力ではなく、「一つの有機体の異なる機能」といったものへと変化したことは間違いない。<sup>(2)</sup>

三つの高権の中心となる立法権の指導者権力への統合に関しては、一九三三年三月二四日の『民族及びライヒの困難除去のための法律』<sup>(3)</sup>、いわゆる『全権授与法』が、不完全ではあれ、最初の実定法上の表現となった。ライヒ国会はこの中で、「ライヒ法律は、ライヒ憲法が定める手続による他、ライヒ政府によってもこれを議決することができる」との条項を置くことにより、ライヒ政府に対しても、国会と並んで、単なる法案提出権にとどまらない、立法権を付与する決定を下した。同時に、ライヒ政府の権限は、「ライヒ国会及びライヒ参議院の制度を対象としない限りライヒ憲法に背反することができない」との規定により、当の国会のそれをはるかに上回る内容を含みもつものとなった。さらに、ライヒ政府は、この『全権授与法』に基づき、同年七月一四日、『民族投票法』<sup>(4)</sup>を制定、公布し、「ライヒ政府は、ライヒ政府が企図する措置について民族にその賛否を問うことができる」とした上で、「これらの措置には法律も含まれる」との条項を設けることにより、「民族」を第三の立法権者と位置づけた。この結果、第三ライヒにおいては、既に一九三三年の段階において、憲法制度上、国会、政府、民族という三つの立法機関が並存するに至ったのである。

もつとも、憲法等の文言上は、国会であり、政府、民族であったにせよ、真の立法権が唯一民族の指導者に帰属することについては<sup>(5)</sup>ゲームやクリューガー<sup>(6)</sup>等多くの論者が一致して主張するところであった。たとえばケットゲンは、「ライヒ国会、ライヒ政府が法律を制定するにせよ、それは単に表面的にそうであるというだけであり、それらはいずれも指導者の法律とみなされねばならない。ライヒ国会及びライヒ政府は指導者が自ら決定を下す単なる枠組みに過ぎず、立

法権はいずれの場合も指導者の手の中にある」とい<sup>(7)</sup>う。あるいは、ブラウセもまた一九四〇年に出版した『指導秩序』の中で「指導者が立法者であることは、今日なお明白な文言によって定められているわけではない」としながらも、次のようにいう。「しかし、現実には、指導者が唯一の立法権の所有者であり、それは彼の指導者としての地位から由来するものである。彼は、自らが立法を行うに際して、ライヒ政府、ライヒ国会、民族を利用するに過ぎない。ライヒの組織を構成するすべての立法権は、それらに先行する指導者の有する至高の立法権の枠内においてのみ存在<sup>(8)</sup>する。」

ブラウセの指摘にもあるように、指導者の最高立法権者としての地位と権能は、元来、彼が民族の指導者であることに基づくものであり、それ故、憲法をはじめとする何らかの国家法から生じるものではなかった。それは、ライヒ政府に対し立法権を授与した先の『民族及びライヒの困難除去のための法律』に關しても同様であつたにちがいない。これが一般に『全権授与法』と略称され、その結果、ヒトラーの立法権が、ライヒ政府の長として、この法律に根拠を置き、由来するものとしばしば考えられたにせよ、こうした理解が、一切の権限の淵源を法律等の実定法に求める法実証主義の觀念を背景に、この名稱によりもたらされた「誤解」に過ぎなかつたことは、シュミットが『民族・運動・国家』の中で明らかにしているとおりであつた。彼がいうように、『全権授与法』という表現自体、指導者が民族の最良の子供として一切の権力の中心となる指導者—国家—憲法体制の実態に即さない、その意味で「不正確な、誤つた言い方」であつたことはたしかである。<sup>(9)</sup> チュッケがそれに代わつて『ライヒ指導法』なる名稱を提案した<sup>(10)</sup>としても、指導者の権能を法律に依拠させようとする限り、それによって何かが変わるわけのものではなかつた。なるほど、当時、合法革命の途次であり、いまだ規範国家的枠組みが支配する中で、憲法制定権力を有するライヒ国会がライヒ政府、ひいてはその長であるヒトラーに対し立法権を付与したとの理解は法律の文言に即した、法形式上問題のない、また無理からぬもの

であったとはいえ、そのヒトラー自身が「神は、一九三三年一月、私に対しライヒの指導を委託された」と称する新たな憲法体制の下にあつては、民族の指導者である彼が有する立法権が、略称は何であれ、一九三三年三月二四日の法律とまったく無縁なものであつたこと<sup>(11)</sup>もまたたしかなところであつた。ネーセが『指導者権力』の中で指摘したとおり、法律の有無とはかかわりなく、民族の最良の子供は、民族の指導者として、ただそのことだけを理由に、すべての高権、したがつてまた、立法権を手にする者であつたのだ。<sup>(12)</sup>

しかしながら、立法が元来国家の統治手段であり、立法権が国家権力の一つであるという事実には変わりはなかつた。そのため、当面の間、立法権の行使はライヒ国会、ライヒ政府等の国家機関に委ね渡されることになる。その際、これらの立法機関の間に予め優劣の関係、あるいは役割分担が定められていたわけではない。いずれの機関が立法を担当するか<sup>(13)</sup>の決定は、個々の状況に応じて、その折々、指導者の裁量に委ねられるべき事柄であるとされた。もつとも、そうした中で、ヒトラー自らが、当初はライヒ首相、後には指導者兼ライヒ首相としてその長に立つライヒ政府が、他の二つの機関にはない機動性ともあいまって、中心的役割を演じたことは間違ひなく、実際、『全権授与法』の成立から第三ライヒの崩壊に至るまでのおよそ一二年間、立法の圧倒的多数がライヒ政府の手によるものであつたことはたしかである。モルザイが数えるところによれば、その数は九八六にのぼり、<sup>(14)</sup>それに対し、ライヒ国会による立法はわずか六に過ぎず、民族投票に至つては結局実施されないままに終わった。

量的な面でのこのような相異はともかく、国会、政府、民族が、国家の機関ではあれ、最終的には指導者権力に統合され、それぞれの有する立法権能がそこから由来するものとみなされた限り、指導者—国家—憲法体制の中で、これらの機関がいずれもかつてとはまったく異なる性格と課題、機能を有するものとなつたこと<sup>(15)</sup>につき疑問はない。それでは、三つの機関、及びその立法の実態はいかなるものであつたのか。

## 第二章 三つの立法機関と立法形態

### 一 ライヒ国会

ワイマール憲法下にあつて、ライヒ国会は、改めて指摘するまでもないことではあるが、三権分立制と複数政党制を前提に、主権者であるライヒ国民の選挙により構成される代表機関であり、ライヒにおける国家権力の最高機関、最高の担い手としての地位を有するものであつた。国会は、一方で、ライヒ法律の提案権、議決権を有する最高の立法機関であると同時に、他方で、ライヒ政府の監視機関としての権限を合わせもつていた。政府は国会に対し責任を負い、そのため、ライヒ首相及び國務大臣は職務の執行に際して、国会の信任を必要とし、逆に、その信任を失えば、辞職を余儀なくされたのである。ライヒ大統領に対しても、国会は解職のための国民投票の実施を提案することが可能であつた。この他、国会には、首相及び國務大臣に対する国会、委員会への出席要請を行う権利、大統領、首相、國務大臣の憲法又は法律違反につきライヒ国事裁判所に公訴を提起する権利、大統領に対する刑事訴追に関する同意権等の権限があり、個々の議員についても、会期中の不逮捕特権、職務上知りえた事実に関する証言拒否権等の身分保障上の権利が付与されていた。むろん、国会の権限が無制限であつたわけではない。特に大統領に対しては、国会の解散権、法律の公布権の他、法律を公布に先立ち国民投票に付託する権利等が付与され、抑制・均衡のシステムが存在していたことはたしかである。しかしながら、基本的に国民の代表機関としての国会の優位性、とりわけ政府に対するそれは明らかとなつてあつた。

こうしたいわゆる「パーラメントシステム」としての国会が、ナチスによる政治指導の受託の結果、完全にその役割

を終えるに至ったことは、指導者原理から見て当然のことであつたといわねばならない。既に鬪争時代、ゲッペルスは、「われわれは反議会主義的政党であり、ワイマール憲法、及びこの憲法によつて導入された共和主義的制度を拒否する。（それにもかかわらず）われわれがライヒ国会に参加するのは、デモクラシーの兵器庫の中に入つて、その固有の武器を手に入れるためである。われわれは、ワイマールの信条をその固有の柱とともに麻痺させるために国会議員となる。われわれにとつて、今日の状態を革命するのであれば、どんな合法的手段も正しい<sup>(16)</sup>」と語つていたが、ワイマールの議会制度の破壊のためには<sup>(17)</sup>必ずか三つの法律があれば十分であつた。「全権授与法」が本来議会に固有の立法権をライヒ政府に付与し、『政党新設禁止法』がナチス党以外の政党の存在を禁止した結果、三権分立制と複数政党制を根幹とする議会制度がその実質を失つたとするならば、『ライヒ新構成法』<sup>(18)</sup>は、「ライヒ政府は新たな憲法を制定することができ」との条項を設けることにより、『全権授与法』がなお留保していた制度的な保障を取り除き、国会の存在をそれ自体をライヒ政府の意思に依存させる状況を生み出したのである。『新構成法』が『全権授与法』の制定後に行われた初の国会立法となつたことを考えれば、この時ライヒ国会は、皮肉なことに、自らの生殺与奪の権をライヒ政府に委ね渡すことを最初の任務としたことになる。

このような制度的変化とあわせて、国会選挙の在り様もまた、当然のことながら、大きな変化を蒙ることになる。第三ライヒの歴史の中で三度実施された国会の解散・選挙の原因が、かつてそうであつたように、政府と議会の対立といったことになつたことはいうまでもない。解散の名分として第三ライヒの画期をなす政治的に重大な出来事が利用された。議会制度崩壊後最初となつた一九三三年一月一二日の選挙の場合、一〇月一四日に宣言された国際連盟からの脱退がそうであつた。ヒンデンブルク大統領の解散命令は次のようにいう。「国民と国家の運命にかかわる現今の諸問題に、関し自らが態度決定を行い、あわせてライヒ政府との一体性を表現する機会をドイツ民族に対し提供することを目的に、

私はライヒ憲法第二五条に基づきライヒ国会を解散する。<sup>(19)</sup>この時ドイツ民族に求められたことは、ゲーリング、ゲッペルス、フリック、ライ、シュトライヒャー、フランク等六六一名の氏名が掲載された一枚の候補者リストに対する賛否の表明であつた。ナチス党から提出された推薦名簿を基にフリックが党幹部と協議の上作成したリストの内、六三九名をナチス党員が占めていた。残る二二名——その中にはフォン・パーペンやフーゲンベルクの名が見られる——も一党独裁制の印象の緩和を目的にリストに加えられたに過ぎず、そのすべてが党の客員や息のかかつた官界、財界の主要メンバーから成り、その多くはかつての友党ドイツ国家人民党に所属していた者たちであつた。<sup>(20)</sup>一四日付の『フェルキツシャー・ペオバハター』は投票結果を次のように伝えている。投票総数四二九八八一五二、ナチス党三九六三八七八九、無効三三九五六三。<sup>(21)</sup>

これが通常の意味での国会選挙でなかつたことは明らかであろう。一月二日に招集された最初の国会において、ヒトラーが、「ドイツ民族全体は、一月二日、政府の背後に一致団結した民族が存在することを全世界に向かつて宣言した。この日、われわれは、われわれの民族が、その深奥において健全な、信頼に足る民族であることを証明したのである。一月一日は、われわれに欠けている武器に代わつて、団結した民族という無比の力をわれわれに授けた日であつたのだ」と語つていたように、一枚のリストがドイツ民族に求めたことは、「アドルフ・ヒトラーが率いるナチズム運動による指導に対する同意」の表明に他ならなかつた。<sup>(23)</sup>選挙自体が国際連盟脱退の是非を問う民族投票と同時に実施されたように、ここでは、国会選挙に名を借りた民族投票が問題であつたことにつき疑問はない。<sup>(24)</sup>

一九三六年三月二九日の選挙ではこうした投票のもつ性格がより一層顕著なものとなる。今回の解散の名分は三月七日のラインラント進駐であつた。この日布告された選挙告示は次のようにいう。「ライヒの名誉の回復と主権の再興を目

的に、同じ権利と義務を基礎とした諸民族の眞の和解と融和に向けた誠実な努力に支えられたこの三年間の政治が本日をもって完了したことに對し、ドイツ民族が祝祭的な同意を表明する機会を保障するため、私はライヒ国会を解散する。<sup>(25)</sup>」

同じ日、ヒトラーは改めて国会から今回の選挙の意義を国民に次のように呼びかけた。「私が過去二年間（国民生活、政治、経済のすべての領域において多くのことを）成し遂げることができたのも、私が独裁者としてではなく、絶えず民族の指導者として、私の民族を指導してきたことによる。私が有する一切の力は、指導者として民族と不可分に結ばれているという幸福な意識から汲み取られたものである。一見したところ独断的とも思える決断や厳格な措置を実行し、また巨大な犠牲を求めざるをえなかつたすべてのことにつき、ドイツ民族が改めて私及び私とともに働き、戦つた者たちに事後的な同意を与えられんことを願うものである。それ故、本日、私は、これまで私が行つてきた指導に對するドイツ民族の判断を仰ぐべく、ライヒ国会を解散することを決断した。」<sup>(26)</sup>

以上の発言等からも明らかかとおり、民族の指導者に對する被指導者団による信仰告白の表明、それが指導者—国家—憲法体制の下における国会選挙の目的であつた。告示日に公布された『ライヒ選挙権法』<sup>(27)</sup>が投票権者の範圍を指導者に對し忠誠義務を負う者に限定したことは、それに見合つた当然の措置であつたといえよう。即ち、『ライヒ市民法第一命令』<sup>(28)</sup>がライヒ市民とみなしたドイツ国籍所有者、及びドイツ人又はそれと類縁の血を有するドイツ国籍所有者がそのであつた。ライヒ市民とみなされなかつたユダヤ人等が投票の権利を剝奪され、その一方で、ライヒ市民に對しては投票の義務が課せられた。そのため、反対や棄権はただちに忠誠義務違反とみなされ、ライヒ市民たる資格の剝奪、共同体からの排除をもたらすこととなつたのである。<sup>(29)</sup> 実際、名譽裁判所は選挙を棄権した或る弁護士に對し次のような資格剝奪の処分を下している。「被告人は三月二九日の選挙を故意に棄権した。ドイツ民族の圧倒的多数は、指導者が求めた選挙において、指導者及び彼の進める政策に對し熱烈な信仰告白を行った。この選挙は感謝の表現、忠誠の告白であり、

かつての意味における選挙ではなかつた。この選挙は、ドイツ民族が一致団結して指導者に従い、指導者により行われた措置を支持することを外国に対しても知らしめようとするものであつた。(被告人がライヒ憲法第一二五条に規定する選挙の自由を主張しようとして)、いかなるドイツ人もこの選挙に無関心であることは許されるものではない。<sup>(30)</sup> たしかに、判決がいうとおり、誰もが無関心であることを許されなかつたのであり、そのことはアイヒシュテット小管区ナチス党宣伝管理部による以下の世情報告書からも容易にうかがいけるところであらう。「選挙」集会への(住民の)出席は非常に良好であり、また世論の状態も非常によい。(住民の)投票行動に対しては特別の注意が払われ、また投票場への組織的な駆り出しが行われた。アイヒシュテット小管区で投票場へと連れて行かれなかつた者は、死者か所在不明者のいづれかであつた。それ故、一〇〇%の投票率が達成された。七六市町村の内五二で指導者に対する支持が一〇〇%に達した。投票に対する監視が強力に行われた結果、誰が反対票を投じたかはほとんど明らかにすることができた。<sup>(31)</sup>

制度面からも、また選挙の在り様からも、かつて主権者である国民の代表機関として国権の最高機関とされた国会の性格の変化は明らかであつた。名称以外にワイマールのそれと共通するところは何もなかつたといつてよい。国政に関する審議機関でも、政府に対する抑制機関でもなく、指導者の手の内にある「民族指導のための一つの機関」<sup>(32)</sup>、それが新たな憲法体制の下で国会に辛うじて与えられた役割であつた。既に『全権授与法』の提案演説の中で、ヒトラーは、「政府は国会そのものを廃止するつもりはない。それどころか、政府は将来にわたり自らとつた措置をその折々国会に報告し、あるいは一定の理由からそうすることが合目的であると判断した場合、国会の同意を得ることを留保するものである」<sup>(33)</sup>との見解を明らかにしていたが、実際、彼は、第三ライヒの画期をなす内外の重要な出来事、たとえば国際連盟からの脱退、レーム事件、指導者兼ライヒ首相への就任、ラインラントの占領、英米への宣戦布告等々に際し、国会を

招集し、自らの政策と決定を国会を通して民族全体に語りかける機会としてこれを利用したに過ぎない。<sup>(34)</sup> 他方、国会に  
 とつては、指導者と被指導者団の架け橋として、<sup>(35)</sup> 壇上からのヒトラーの呼び掛けに対し民族全体を代表し喝采の叫び声  
 をもって応答することが唯一の課題となつた。<sup>(36)</sup> 国会は、政策をめぐる相対立する政治的見解がぶつかりあう言論の場  
 ではなく、自らもまた一個の「被指導者団」<sup>(37)</sup> の地位に立ち、指導者意思と民族意思の合致を確認し、指導者と民族の団  
 結と相互の信頼を内外に向けて表現し、主張する「祝祭的な国事行為」の場へと変化するに至つたのである。<sup>(38)</sup>

この間の事情は、国会の本来の任務であり、審議をその本質とし、また不可避とするはずの立法の場合も同様であつ  
 た。シュトゥツカルト等が「国会は指導者の意思にしたがつて立法者として行動するに過ぎない。法案審議は指導者が  
 そのことを決定した場合に限られる」<sup>(39)</sup> というように、国会による立法ではあれ、法案提出のイニシアティブがヒトラー  
 の手にあつたことはいうまでもない。その彼が、「祝祭的な国事行為」の場としての国会にふさわしく、議決すべき法案  
 を選択し、提案した<sup>(40)</sup> ことは六つの法律を見れば明らかである。即ち、一九三四年一月三〇日の『新構成法』、一九三五年  
 九月一五日の『ライヒ国旗法』<sup>(41)</sup>、『ライヒ市民法』<sup>(42)</sup>、『血の保護法』<sup>(43)</sup>、一九三七年一月三〇日及び一九三九年一月三〇日の『民  
 族及びライヒの困難除去のための法律の延長法』<sup>(44)</sup>がそうであつた。指導者—国家—憲法体制の基点でありながら元々時限  
 法として誕生した『全権授与法』の延長のための二つの法律を含め、六つの法律がいずれもナチズムの世界観を表現し、  
 あるいは第三ライヒの画期をなす意義を有するものであつたことは改めて指摘するまでもないであろう。『人種法律』は  
 周知のこととして、『新構成法』に関し、フリックは、それが有する歴史的意義につき、法律成立の翌日に行つた「第三  
 ライヒの建設」と題するラジオ演説の中で次のように語つていた。「何千年にもわたるドイツ人の古くからの憧れが実現  
 されたのです。……本日以降、連邦国家に代わつて統一国家が誕生しました。……ドイツ民族同胞の皆さん、われわれ

の世代の使命は、われわれの父祖が成し遂げられなかつた国民的統一國家を生み出し、後の世代のために完成させることにあります。本日をもつてドイツ史の新たな時代が始まつたのです。そのことが有する偉大さ、重大性は後の世代になつてようやく正しく認識されうるものとなるであります<sup>(45)</sup>。結局、立法に関しても、ヒトラーは國會を自らの政策と決定を民族全体に語りかける機会として利用したことは間違いない。彼は、他の九八六の法律とは異なり、これら六つの法律に限つて、何らかの理由から、自らとつた措置を報告し、同意を得ることが合目的であると判断したのであり、ライヒ政府でも、民族でもなく、國會を立法の場として選択したということに他ならない。

それでは、國會審議の実際はどうであつたのか。『新構成法』が提案された一九三四年一月三〇日の國會では、既に審議の实体は存在しなかつたものの、なお定められた三つの読会——法案の基本原則に関する討議、各条文に関する討議、決定——の体裁だけはかろうじて守られていた。ヒトラーとフリック、その仲間の名において提出された法案は、二時間余りの審議時間のほとんどを費やしたヒトラーによる演説——もつとも、その大半は法律とは直接關係をもたない外交問題についての長口舌であつた——の後、議事規則にしたがい読会に入つた。以下はゲーリング議長の発言の記録のすべてである。「第一読会を開始する。発言の要求なし。よつて審議を終了する。続いて第二読会を開始する。第一条に關する審議をお願いする。発言の要求なし。よつて第一条は異議ないものと認める。第二条、異議なし。第三条、異議なし。第四条、異議なし。第五条、異議なし。第六条、異議なし。序文及び標題、同様に異議なし。次に第三読会を開始する。発言の要求なし。よつて採決に移る。第一条から第六条、及び序文、標題を読み上げる。異議なしと認める。最終投票に移る。法案に賛成する諸君は起立されたい。——ライヒ新構成法は満場一致で承認されたことを確認する。」<sup>(46)</sup>

一九三五年九月一五日の國會はさらに一步を進めることになる。會議の冒頭、フリックが「今やライヒ國會も指導者原理に基づいて議事を進行すべき時がやってきた」と発言、これを受けて國會は一九二二年の『ライヒ議事規則』を廃

止するとともに、新たな規則が制定されるまでの間、ライヒ議長ゲーリングに対し自由裁量による議事の進行を委ねた結果、これ以降、形式上からも国会審議の中心を構成すべき読会はその存在根拠を失うに至った。ライヒ国会議事録が伝える『ライヒ国旗法』、『ライヒ市民法』、『血の保護法』の審議の様子は次のようなものであった。ヒトラー、ゲーリング、ヘス、フリックとその仲間を代表者とするナチス議員団の名において提案された三つの法案は、いずれも、ヒトラーによる提案理由の説明を受けた後、ただちに、ゲーリング議長の「ライヒ国会は以下の法案に対し憲法上必要とされる同意を与えることを欲するものである」との発言、及びそれに続く各条文の朗読に対する出席者全員の「熱烈な拍手」と「歓声」による賛意の表明、さらに議長の呼び掛け——「議員諸君、起立によってこれらの法案に同意を与えることをお願いする」——への応答の結果、「満場一致でもって承認された。」<sup>(48)</sup>一時間に満たない国会審議の締めくくりは、ゲーリング議長による民族の指導者アドルフ・ヒトラーに対する感謝と忠誠の表明であった。「指導者閣下。閣下が本日民族の幸福と未来のために贈られたこれらの貴重な法律に対しドイツ民族の誰もが抱く感謝の念を閣下に捧げることがお許し願いたい。この感謝の念を言葉で言い表すことは不可能であり、また、忠誠の念、共感の念を言葉で表すことも不可能であります。民族全体が今日自らの強さと幸福を実感しているところです。それは閣下の中に民族の指導者のみならず、民族の救済者を見出したからに他なりません。ライヒ国会議員諸君、この瞬間、指導者によりドイツ人の何千年にわたる古くからの憧憬が実現されたことに思いを致そう。即ち、一つの民族、一つのライヒ、一人の指導者の実現がそうである。救済者にして創造者であるわれわれの指導者に対し勝利万歳を！」<sup>(49)</sup>

ゲーリングの発言からも明らかなおと、立法に際しても、他の一般演説の場合と同様に、国会は、単に「民族の意思を指導部の権威と合致させる」ための憲法上の一つの制度に過ぎず、法案に対する審議ではなく、「喝采の票決」を通

して、指導者への信仰告白を表明し、指導者の意思との合致を内外に宣言するフォーラムと化したのである。<sup>(50)</sup> 国会の实体は、ケットゲンがいうように、ヘスがもつとも現代的なパーラメントと呼んだニュルンベルクの党大会と何ら変わるころはなく、国会は党大会と並んで同じ一つの課題、即ち、「ドイツ民族の共同体体験を眼に見える形で表現し、政治指導部の措置に対する共鳴板を形成する」、<sup>(51)</sup> そうした課題を担うものとなったのだ。

## 二 民族投票

民族投票の制度自体は新しいものではない。ワイマール憲法下においても国会と並ぶ第二の立法機関として「国民投票」の制度が存在していた。国民には法案提出の権利が保障され、有権者の一〇分の一以上が提出を請願した場合、国会による無修正での受け入れの拒否を条件として、国民投票に付すこととされていた。この他、憲法は、ライヒ国会が議決した法律についても、一カ月以内にライヒ大統領の命令のある時、又は議員の三分の一以上の請求により公布を延期し、かつ選挙有権者の二〇分の一の申し出がある時は、それぞれ国民投票に付すことを義務づけていた。こうした制度が国民主権の直接のあらわれであったことはいうまでもない。

一九三三年七月一四日の『民族投票法』が従来の国民投票制度とは別に新たに導入した民族投票の制度もまた、基本的に、これがゲルマン的民主主義を象徴するものと喧伝されたように、一切の権力の淵源を民族に求め、指導者もまた民族の子として所詮「民族意思の執行者」に過ぎないものとするナチズムの観念のあらわれであったと見ることができるであろう。実際、フリックもまた、一九三四年八月一九日の民族投票に際して行った官吏に対する呼び掛けの中で、投票実施の理由を次のように明らかにしていた。即ち、「国家権力は民族から出発しなければならないとの確信に基づき、民族の指導者アドルフ・ヒトラーは、ライヒ大統領とライヒ首相の官職の統合に関する内閣の決定を自由な民族投

票に付すこととしたのである」と、<sup>(52)</sup>しかしながら、匿名の世論と投票用紙に基づく非人格的な多数者の意思と決定による統治に代わって、自らの人格の中に民族を体現し、民族に対する責任を担う一人の指導者の意思と決定に民族の指導を委ねようとする第三ライヒの憲法体制にあって、民族投票の性格と在り様がワイマールの国民投票のそれから大きく異なるものであったこともまた見易い道理であった。

何よりも先ず、民族投票が、かつての国民投票とは異なり、何らかの「決定」を目的とするものではなかったことが確認されねばならない。それというのも、民族共同体にあっては、「民族は指導者を通して発言し、指導者は民族のコトバを語る」といわれたように、民族の最良の子供である指導者とその折々の状況の中で下す決定は常に既に被指導者団である民族のそれでもあり、彼の意思は同時に民族の意思そのものでもあるとされたからである。さらに、民族それ自体が諸世代の歴史的統一体として時間と空間を超えた客観的な存在とみなされ、その結果、民族意思もまた、今現に存在する民族同胞の多数意思を超越した、共同体に内在する客観的な一つの所与ととらえられたことが挙げられる。こうした所与としての民族意思が、指導者を通して自覚化され、その都度の状況の力学の中で指導者の決定として現実化されると考えられたことからすれば、そもそも、投票による民族意思の形成、決定などありえなかったことは当然のことであった。<sup>(53)</sup>

したがって、投票の実施が民族の側から発議されることもなければ、<sup>(54)</sup>また政策の是非がその決定以前に問われることもありようはなかった。<sup>(55)</sup>ランマースもまた、「指導者は既に自らが下した決定について民族に問いかけるのだ」という。「それも、その結果に対する評価を民族が行いうる時点においてそうするのである。「指導者は」自らのとる措置につき、それがいかに行われるべきかを事前に問いかけるのではない。民族はそもそもこうした問いかけに答える能力を

有していない。むしろ、事後的にそれに対し同意するか否かが問われるのである。指導者国家の本質は、国家指導部が今後の計画に対し民族の見解を求めるのではなく、既に実行された措置につき彼らの同意を求めるところにある。<sup>(56)</sup>「実際、はじめて行われた一九三三年の民族投票の場合もまた、既にライヒ政府により国際連盟からの脱退が決定され、発表された後に、ドイツ民族に対し、「一〇月一四日のライヒ政府の声明において示された政府の政策に同意を与えるか、またこの政策を自らの固有の見解、意思の表現であると宣言する用意があるか」<sup>(57)</sup>が問いかけられている。さらに、現実には起こりようもないことではあったが、かかる問いかけに対し万が一民族が同意を与えなかった場合であれ、既に決定された措置が無効となるわけではなく、指導者は民族の意思に服する必要はないものとされた。<sup>(58)</sup>

それでは民族投票の役割、目的は何であったのか。それは、指導者の意思と被指導者団である民族の意思の一致の確認、及びそれを通じた指導の権威の確立と強化以外にはなかつた。<sup>(59)</sup>「民族投票は喝采を通じた票決である」とフーバーはいう。「それは〔指導者の決定を〕根拠づけるものではない。それ故、それ自体は何ら『裁可』でもなければ、『決定』でもない。それは、〔指導者の決定〕により生み出された政治的、法的現況に対して民族の側から行うところの『信仰告白』である。したがって、形式だけの民主主義に見られる投票による決着が問題なのではない。むしろ、〔被指導者団が有する指導者への〕信頼を表明するという行為そのものが重要である。アドルフ・ヒトラーが一九三三年三月二三日の国会で将来の憲法体制の原則であると宣言した『民族の意思と眞の指導の権威の結合』は、こうした民族投票を通じて実現されることになる。」<sup>(60)</sup>

結局、民族投票は、一九三三年の投票に際してヒンデンブルク大統領が行ったドイツ民族に対する呼び掛け——「明日、諸君が固い民族的団結と、諸君と政府の結束を示すことを期待する」<sup>(61)</sup>——に象徴されるように、ただ指導者と民族の一

体化を確認し、内外に示威するための一つの政治的な「儀式」<sup>(62)</sup>でしかなかった。そのため、先のライヒ国会による立法の場合と同様に、ライヒの画期をなし、とりわけ民族の喝采による儀式にふさわしい指導者の措置が民族投票の対象として選ばれたのであり、実際、一二年の間に、わずかに三度、国際連盟からの脱退、アドルフ・ヒトラーの指導者兼ライヒ首相への就任、オーストリア併合に関して実施されたに過ぎない。その中でも立法措置の是非が問われたケースは『元首法』<sup>(63)</sup>にかかわって行われた一九三四年の民族投票のみであった。しかし、これもまたホツヘがいうように単に「政治的な行為であり、立法的なそれとしては評価しうるものでなかった」<sup>(64)</sup>こともたしかであった。そのことは、『元首法』そのものが既に『全権授与法』に基づくライヒ政府の立法行為として民族投票の有無、あるいはその結果にかかわりなく有効な法律として成立していたことを見れば容易に納得がいくであろう。結局、民族が国会、政府と並ぶ立法機関として位置づけられたにせよ、第三ライヒの憲法体制の中にあつて、民族投票のもつ性格と機能からして、実質上そうした機関としての機能を果たしうる余地はなかつたといわざるをえない。<sup>(65)</sup>

### 三 ライヒ政府

民族投票のみならず、国会による立法もまた数の上からは微々たるものにとどまり、さらに国会及び民族がいずれも単なる喝采機関に過ぎなかつたことから見て、ライヒ政府が立法数の上からも実質的に第三ライヒの唯一の立法機関としての地位を有するものであつたことは間違いない。クリューガーの言葉を借りていうならば、『全権授与法』によつて「ライヒ政府が鈍重な議会主義的立法機械に取つて代わる」<sup>(66)</sup>、そうした新たな事態が始まつたのである。しかしながら、ここでもまたライヒ政府が、おそくともヒンデンブルク大統領の死去によるヒトラーの指導者兼ライヒ首相への就任以降、ワイマールのそれとはまったく異なる性格と機能をもつ機関へと変貌したことを確認しておく必要がある。この点

に關し、ゲツベルスが、「内閣の中で指導者の權威が今や完全に確立されるに至つた。もはや票決が行われることはない。指導者が決定を下すのだ<sup>(67)</sup>」と日記に書いたのは、政權掌握からわずか三カ月足らずの一九三三年四月二二日のことであつた。なるほど、ライヒ政府が、依然として、憲法の文言上は、議長であるライヒ首相と大臣からなる合議体であり、またライヒ首相が同輩中の上位者に過ぎなかつたにせよ、早期の段階でワイマール憲法第五八条——「ライヒ政府の決議は過半数による。可否同数のときは、議長が決する」——の規定がまったく無意味なものとなつたことは右のゲツベルスの日記が伝えるとおりであつた。

それでは、ライヒ政府による立法の實際がどのようなものであつたのか。ここでは、『政党新設禁止法』や『民族投票法』等、ライヒの新たな憲法体制を決する重要法案が審議され、また立法数からも一つの頂点を形成した一九三三年七月一四日の閣議を挙げておこう。出席者は、ヒトラー首相の他、フォン・パーペン、フォン・ノイラート、フリック、フォン・クロージク、シュミット、ゼルテ、フォン・エルツルルーベナツハ、ダレ、ゲツベルスの各大臣、ランマース官房長官、フンク、ヒール等の各省次官、官房長等、そして党の代表者として指導者代理ヘスであつた。この日審議された四三の議案の内、『政教条約』、人事案件等を除く三八の議案が立法案件であり、その内、提案通り承認された案件が二九、修正の条件付きで承認された案件が七、承認に至らず、取り下げられた案件が二であつた。<sup>(69)</sup>多くの法案が、『民族及び国家に敵対する勢力の財産没収に關する法律』がそうであるように、管轄大臣による提案理由の説明の後、ほとんど議論なしに承認された中で、出席者から強い異論が出され、審議が行われた三つのケースを以下に紹介しよう。第四号議案となつた『政党新設禁止法』のケースでは、当初提案された法文の内容に大幅な変更が加えられるに至つた。元の文言は次のとおりであつた。「新たな政党の設立、又は解散された政党の組織的團結の保持を企図する者は、大逆犯及び背反犯として罰する。」これがナチスの意思刑法、行為者刑法の表現であつたことはともかく、立法理由として

以下の事柄が挙げられた。「ワイマール体制の政党国家は勝利したナチス革命により打倒された。マルクス主義及び共産主義政党の代表者は民族代表から排除された。ドイツ国民戦線、中央党及びその他の政党は、こうした発展に鑑み、自ら解散の道を選んだ。諸政党の消滅により、長年にわたる国内の分裂状態に代わって、最終的にドイツにおける統一的政治的意思が確立されるに至った。今後、こうした統一を再び打ち壊すことは、単にそれを危険に曝すことも含め、国家及び民族に対する犯罪となるであろう。」これに対し、ライヒ法務大臣は、「法律の中に刑罰威嚇に関する文言が存在しない。刑法典自体の条項をそのまま適用しうるわけではない。何故なら、刑法典が大逆罪、背反罪として規定するさまざまな行為は、それぞれに対応した特定の構成要件を前提としたものであるからである」と、立法技術上の問題点を指摘した上で、さらに、立法理由に関しても、次のような疑念を呈した。「現時点における法律の制定は心理学的に正しいものといえるであろうか。それはかえって諸政党の自己解散の印象を失わせるものとなる。この時期の立法は、政党の解散が内的な信念から行われたという事実を曖昧なものとするであろう。」ヒトラーがこれに、「心理的な懸念は理由のないものではない。本日法律を決定するにせよ、その公布を延期するといったことも考えられうるであろう」と応じたのに対し、フリックは、こうした懸念に理解を示しつつも、それは決定的なものではないとし、次のような提案を行った。「現在の状況に法律的な根拠を与えるためにも立法は必要である。法律の文言に関する懸念については、ライヒ法務大臣と協議し、法文を改めることとしたい。このことを条件として、法案の承認を求めるものである」と。閣議はこれを了承し、その日の内に、ライヒ官房が新たな法文を作成、ライヒ内務大臣とライヒ法務大臣の副署をもって公布された。<sup>(70)</sup>

第五号議案である『民族投票法』の場合、ライヒ内務大臣が提案した法文の内容自体に実質的な変更はなかったものの、立法の形式に関し大幅な修正が加えられた。当初、法案はワイマール憲法第七三条の改正案として提案され、以下

の条項を新たに同条第三項aとして追加する形式をとっていた。即ち、「民族投票は、ライヒ政府により作成された憲法改正法案を含む法案、又はライヒ政府により行われた決定が直接民族の票決に委ねられるべきとされた場合にも、行われるものとする。」立法理由は次のようにいう。「現行の国民投票制度は、議会が前もって行つた立法行為を事後的に票決するものに過ぎない。特別に重要な問題については、ライヒ政府が作成した法案を直接民族の票決にかけることができることが今日の事態に適うものであると思われる。」民族投票制度そのものに原則的に反対である旨を表明したライヒ国防大臣に続いて、プロイセン財務大臣は立法の形式に関し次のような疑問を呈した。即ち、ライヒ憲法の改正の形式を採用することは「心理学的に見て適切なものではない」と。さらに、彼は、立法形式として、憲法の改正ではなく、「民族投票に関する独立の法律の制定」を提案、これを受けて、ヒトラーが法文の作り直しをライヒ内務大臣に指示し、閣議はこれを了承した。これもまた、先の『政党新設禁止法』と同様、即日、ライヒ官房により法文が作成され、独立の法律として、ライヒ内務大臣の副署をもつて公布された。<sup>(7)</sup>

第七号議案である『遺伝病を有する子孫の誕生を防止するための法律』をめぐつては、法案の内容そのものに関してライヒ首相代理であるパーベンから激しい異論が出された。即ち、「遺伝病の概念に関しては争いがあるところである。たとえば、精神分裂病は代表的な専門家によつて治癒可能とされている。カトリック教会は教義上の理由から断種に反対している。それは、身体に対する処分の権利は誰にも存在しないということによる。断種の実行をもつばら当事者の自発的な決定に委ねるとか、あるいは患者を監置するといった方策により、草案の内容を緩和する可能性が存在しないか、検討すべきである。提案された法案に対しては反対せざるをえない。」最低限の措置として法案修正の必要性を力説するパーベンに対し、ヒトラーはこれを次のように一蹴した。「民族の維持のために行われる一切の措置は正当化される。遺伝病を有する人間が容易ならぬ規模において子孫を残し、他方何百万という健全な子供たちが生まれなままに終わ

ることが正しいというのであれば、法案が定める身体への侵害行為は単に取るに足らないものではないというだけではなく、道徳的にも妥当ではないという結論になろう。「しかし、そうした前提が正しくないことは明白である。それ故」私は、原案を修正することなく承認するよう提案するものである」と。パーペン は、改めて、遺伝病者の監置の可能性の検討を求め、さらに、ライヒ内務大臣が避妊手段の利用に対する処罰を検討する場合、これを歓迎する意思があることを付け加えた。フリックは、これに対し、監置の問題を検討する用意があることを明らかにしたものの、予想される膨大な費用の負担に鑑みて、積極的な対応は約束しえない旨を言明。法案は原案どおり承認された。<sup>(72)</sup>

翌一五日の『フェルキツシャー・ベオバハター』は、「ライヒ政府による新たな立法。複数政党国家の終焉の確立。」との大きな見出しの下に、前日の閣議において成立した『政党新設禁止法』等の主な法律を紹介するとともに、新たな政府の功績を次のように報じている。「政府の活動を眼の当たりにして、今日の権威的政府が有する実行力、及びかつての議会制度に立脚する無能な政府との根本的な相異といったものが、ドイツ民族の眼にいやが上にも焼き付けられたにちがいない。短時日にこの上もなく重要な法律が制定されたのである。このことから新しい政府の有する途轍もなく大きな実行力といったものを知ることができるであろう。議会制度——それは幸いなことにわれわれの国民生活の中から一掃された——が、長年にわたり、実りのない議論を繰り広げ、民族全体を無意味な争いに引きずり込み、引き裂いてきたのに対し、今日のライヒ政府はアドルフ・ヒトラーの指導の下にわずかな期間に民族の求める多くの立法上の成果を生み出すに至った。<sup>(73)</sup>」

七月一四日の閣議は、全大臣が出席し、その中で、パーペン等の発言に見られるように、曲がりなりにも意見の交換が行われる等、なお表面上は辛うじて合議体としての体裁を維持していたといえようが、七月二〇日に決定された『ライヒ政府議事規則——各則』の改正により閣議の在り様そのものが大きな変容を被ることになる。これ以降、立法の過

程もまた、形式的にも実質的にも、閣議における評議とそれに基づく議決ではなく、シヨイナーがいうところの「指導者の顧問団」<sup>(74)</sup>としての内閣に見合った手続きに取って代わられることになったからである。

『改正令』<sup>(75)</sup>は、「簡略化された立法」と題して、『全権授与法』に基づく新たな立法に関する手続きを次のように規定する。「法律の草案は文書によつて管轄大臣からライヒ官房長官に提出する。文書には、ライヒ政府による議決が必要であることを明示し、また関係大臣が法案に同意しているか否かを明記する。意見の相異がある場合、関係大臣間の合意形成（大臣協議）について規定する議事規則——総則——第六八条の特別の尊重が求められる。意見の相異が残つた場合、その旨を簡潔に報告するものとする。」従来のワイマル憲法もまた、国会と並んでライヒ政府に対し法案提出権を付与していた関係で、第五七条において、政府内での法案作成の手續きに関し次のような規定を設けていた。「ライヒ大臣は法律案をライヒ政府に提出し、その評議及び議決を求めなければならない。」これを受けて一九二四年の『ライヒ政府議事規則』<sup>(76)</sup>もまた、同様に、「すべての法案はライヒ政府に評議と議決のために提出する」との定めを置いていた。これを見る限り、ライヒ官房長官の関与を明記したことを除いて二つの議事規則の間に基本的な点で大きな相異はなかつたといつてよい。しかし、議決の方法に関して重大な変更が加えられ、このことが閣議の在り様に決定的な変化を生み出すこととなつた。即ち、一九二四年の『議事規則』が「ライヒ政府は通例その議決を各大臣が出席する閣議において行う」と明記し、「文書によるライヒ政府のメンバーの同意の聴取」を例外的に「事案の重要性に鑑み口頭による評議を必要としない場合」に限られるとしていたのに対し、今回の『改正令』は、新たに「持ち回りによる議決の方法が認められる」との規定を設け、これにより、単に例外的ではなく、法案の評議についても閣議の開催を不要とする可能性を開くに至つたのである。

『改正令』に基づく手續きの実際について、ライヒ官房のヴィーンシュタインは一九三六年一月一日にボンで行つ

た或る講演の中でこれを次のように紹介している。<sup>(77)</sup> 法案は、一般に、管轄大臣の下にある省官房の手により関係省庁との協議に基づいて作成され、管轄大臣から「立法理由書」とともに、議決方法の希望、及び関係大臣の合意の有無を記載した文書を附してライヒ官房長官であるランマースに提出するものとされた。事前に大臣協議が必要である場合、ランマースがこれを招集し、彼の主導の下に協議が行われる手筈であった。当該法案を閣議の議事日程に組み込むか、あるいは持ち回りの議決によるかの決定もまた、管轄大臣からの提案を基に、最終的にライヒ官房長官がこれを行った。後者のケースでは、ランマースが「一定期間内、少なくとも八日以内に反対が表明されなかった場合、同意が得られたものとみなす」との文書とともに草案をライヒ政府の全構成員に送付し、反対意見が表明された時、管轄大臣と当該大臣の間で協議がもたれ、この結果、法案の修正に至った場合には、改めて先の手続きが繰り返された。閣議において評議が行われる場合も含め、関係大臣間の意見の調整は、ランマースの報告を基に、最終的に、ヒトラーにより決着がつけられた。評議の終わった法律案は、ヒトラーがこれを裁可し、管轄大臣及び関係大臣の副署——一九三五年の『議事規則改正令』<sup>(78)</sup>はこの副署を次官のそれに代えることができるとした——を附して公布され、翌日から発効する段取りとなっていた。

簡略化された立法手続が元来ライヒ首相であるヒトラーの権力の強化の反映として生まれたものであったが、この新たな手続がさらにライヒ政府の権力構造の変化に拍車をかける結果をもたらした。持ち回りによる議決は閣議の招集を基本的に不要なものとし、実際、閣議の開催が間遠となり、一九三八年以降まったく開催されなくなった結果、大臣間の協働の機会が大幅に縮小され、立法作業の主導権はライヒ政府から、実際に法案を準備し、作成するライヒ官房、各省の手へと移ることとなった。さらに、立法が、大抵の場合、基本的な原則の確定にとどまり、その具体的執行のため

の命令等の布告が各省に委ねられたことともあいまって、各大臣が自らの管轄領域の経営に専念する、いわゆる「管轄分権主義 (Resortpartikularismus)」が生み出され、これによりライヒ政府の長であるヒトラーの権威のより一層の強化をもたらすに至った。<sup>(79)</sup>そして、かかる変化が立法手続の一層の簡略化を生み出したことを、グルーフマンが紹介する以下の二つの立法例は教えている。<sup>(80)</sup>

ライヒ政府は、一九三六年六月二二日、『未成年者営利誘拐法』<sup>(81)</sup>を制定、公布し、下記の条項を新たに刑法第二三九条 a として設ける決定を下した。即ち、「恐喝の意図をもって他者の保護下にある未成年者を偽計、脅迫又は暴力により誘拐し、ないしはその他の方法において自由を奪いたる者は死刑に処す。この条項に定める未成年者とは一八歳未満の者をいう。この法律は一九三六年六月一日に遡って効力を発するものとする。」従来の刑法が当時新たに登場したリンドバーグ事件に代表される営利を目的とした未成年者誘拐の罪の構成要件を知らず、そのため、同種の事件に対しては「個人の自由に対する罪」、「強盗罪」の条項の適用により対応をせざるをえない状況にあり、かつまた最高刑が被害者死亡の場合における終身の重懲役にとどまっていたのに対し、「誘拐法」は新たに固有の構成要件を設けるとともに、被害者の死亡の有無にかかわらず唯一の刑罰として死刑を定めたことに最大の特徴があった。この間の事情につき立法理由書は次のようにいう。「営利を目的とする誘拐は近年先進国で生まれた犯罪である。ドイツでは従来この種の犯罪はほとんど見られなかった。しかしながら、数日前、或る一つの事件が発生し、強力な立法上の措置をとらざるをえない状況が生じたのである。この種の悪を根絶するために、他人の子供を狙った営利誘拐行為に対し死刑をもって臨むこととした。<sup>(82)</sup>」立法の契機となった「或る一つの事件」とは、六月一六日にボンで発生した誘拐事件がそれであった。犯人は、或る商人の一二歳になる男児を、彼の父親が交通事故に遇ったとの偽計により学校から森の中に連れ出し、樹木に縛りつけた上、口を絆創膏で塞いだ後、父親に対し一八〇〇ライヒスマルクを要求、応じない場合、彼の息子は風呂の中で溺死さ

せられることになるであろうとの手紙を送りつけたとされる。犯人は即日逮捕され、六月三〇日、ボン陪審裁判所は前記条項の遡及適用により死刑を宣告した。<sup>(83)</sup>

わずか一週間足らずの立法の背景には、容易に想像されるとおり、ヒトラーの積極的な関与があつた。遅くとも事件発生の翌々日には、ライヒ官房内でライヒ法務省の協力の下に作成された法律案がヒトラーのもとに届けられ、彼の承認を受けたものと思われる。この時、ヒトラーは、当初ギュルトナーが刑事政策上の理由から「死刑」と並べて置いた「終身刑」の文言を削除したという。<sup>(84)</sup> ランマースは一九日（金曜日）に出来上がった法案及び立法理由書を各大臣宛てに送付したが、そこには、「[法案は]既に指導者兼ライヒ首相の同意を得ている」こと、さらに「二二日（月曜日）正午までに反対の表明がない場合には同意が与えられたものとみなし、ただちに法律の公布を行う」との文書が添えられていた。<sup>(85)</sup> ランマースが同じ文書の中でギュルトナーに対して「二二日の夕刊紙への発表に備えた新聞告示の準備を行う」よう要請していたことを合わせ考えるならば、今回の措置が端から「議事規則」が定める手続きの体裁を取り繕うための単なる「茶番」<sup>(86)</sup>に過ぎなかつたことは明白である。最後の仕上げはランマースからギュルトナーに宛てられた二二日付の以下の文書であつた。即ち、「ライヒ政府により承認され、指導者兼ライヒ首相により裁可された未成年者営利誘拐法を送付する。ライヒ官報による法律の報知は既に完了している」<sup>(87)</sup>。

より簡略化された、文字通り電光石火の立法手続は、一九三八年六月二二日に制定、公布された『工作物利用による道路強盗に関する法律』<sup>(88)</sup>に見ることがができる。法律は、営利誘拐罪と同様の新たな都市型犯罪である「道路強盗罪」につき、次のように構成要件と刑罰、及び遡及効を定めている。即ち、「略奪の意図をもって、自動車を止め又は誘導する工作物を路上に設置した者は、死刑に処する。この法律は一九三六年一月一日から効力を発するものとする。」<sup>(89)</sup> 事の発端は、ヴァルターとマックスのゲッツエ兄弟がベルリン周辺の路上で一九三六／三七年の二年間にわたって工作物を利用

して行つた自動車を対象とする略奪行為であつた。一連の事件の中で二人を殺害したヴァルターはともかく、獲物である自動車の停止を目的に伐採した樹木を路上に置き略奪行為に加担したマックスについては、現行法による限り、死刑の宣告は困難であると見られた。一九三八年春に逮捕され、ベルリンラント裁判所に付設された第二特別裁判所で審理が行われていたこの事件を聞きつけたヒトラーが、法務大臣ギュルトナー宛てに「私の希望は二人の被告に対し死刑が宣告されることにある」との意向を伝達させたのは、六月二〇日の夜、公判終了のわずか四日前のことであつた。<sup>(89)</sup>ギュルトナーは、「民族の安全と正義の感情が死刑を要求する」との立場から、翌日、ベルヒテスガーデンに滞在中のヒトラーに至急報を送付、その中で、マックスに対する死刑判決を可能にする唯一の方策として、当時検討が進んでいた新刑法典の草案にある「工作物利用による道路強盗」に対する条項の立法化、及びその遡及適用を提案し、同時に法律の案文を送付した。<sup>(90)</sup>この条項の特徴は、実行の著手に関係なく、「略奪の意図」をもって何らかの工作物を路上に設置するといふ、準備行為それ自身が「社会の持つ道路交通への信頼を失わせるテロリズム的行為」として死刑に値する犯罪とみなされたことにある。<sup>(91)</sup>これがナチスの意思刑法の一つの表現であつたことは明らかであろう。いずれにせよ、公判の終了を目前に控え、ヒトラーは、ギュルトナーの勧めに応じて、草案を持ち回りの協議に附さない旨を決定するとともに、六月二二日にこれを裁可した。<sup>(92)</sup>『ライヒ政府議事規則』各則——第一改正令』が求める立法理由書もまた、立法の動機が一般に明白であるとの理由から作成されないままに終わつた。<sup>(93)</sup>ここでは、先の『営利誘拐法』がなお取り繕おうとした、「簡略化された立法」の最低限の手続きさえ無視されたことは明白である。ギュルトナーが草案のコピーを付して事の顛末をランマースに報告し、あわせて他の大臣への報知方を依頼したのは、官報発行の当日、六月二三日のことであつた。<sup>(94)</sup>翌二四日、特別裁判所は二人の兄弟に対し八件の道路強盗罪を理由に死刑を宣告した。<sup>(95)</sup>

### 第三章 立法への党の関与

立法が基本的に国家の任務であり、立法権がライヒ政府等の国家機関に付与されたものであったにせよ、指導者―国家―憲法体制の下において、党と国家がそれぞれの有する固有の機能に依じてともに民族の最終目標の実現に向け協働するものとして位置づけられた限り、本来国家の管轄下にあるはずの立法に関しても党が何らかの役割を演じたであろうことは改めて指摘するまでもない、当然のことであった。その際、ここでもまた、「党が巨大なモーター」であり、「党が国家に命令する」との原則が妥当することに変わりはなく、たとえ制度上からは立法が国家の任務ととらえられ、実際の立法作業そのものは国家の官署の手に委ねられていたにせよ、現実には、シュトゥツカルト等が指摘するとおり、多くの場合、国家は党の影響の下に、党により与えられた方針、原則の枠内でそうすることが可能であったに過ぎなかった。<sup>(96)</sup>立法が常に民族の世界観に定位し、その具体化を課題とするものであった限り、立法の主導権が、元来、国家ではない、党の側にあつたことにつき疑問はない。<sup>(97)</sup>

一九三三年四月二二日の閣議において、新たに設置された「ライヒ全権委員」に、当時バイエルン法務大臣であり、かつナチスドイツ法曹連盟指導者、党ライヒ法制局長官という、法にかかわる党と国家の要職を兼ねていたフランクが任命されたことは、立法への党の影響力の確保を制度的に保障するはずのものであった。そのことは、ライヒ法務省付とされた全権委員の正式名称が「各ラント司法の強制的同質化及び法秩序の新たな形成のためのライヒ全権委員」であつたところからも明らかであろう。ライヒ政府の提案に基づきヒンデンブルク大統領の名で行われた任命を伝える『ドイツ法』誌もまた、これにより「ライヒ法の発展に対し決定的な影響力を行使するというわれわれの運動の長年の希望が

達成された<sup>(99)</sup>」ことを報じている。

フランクが新たに「ドイツ法アカデミー」なる機関を設けたことは、むしろ、こうした動きと無関係なものではなかつたにちがいない。會員に、ヘス、レーム、ゲツベルス、ギュルトナー、フリック、カール・シュミット、メツガー、ケルロイター等、九五名に及ぶ国家と党、学界、実務界の要人を網羅したドイツ法アカデミーの設立総会は、六月二十六日、ライヒ法務省内で催され、その開会の挨拶の中で、フランクはアカデミーの必要性と役割を次のように明らかにした。

「ドイツ法の革新をナチズムの世界観に基づいて実行する上で、この革新を厳格な学問的方法の諸原則にしたがつて準備するための機関の結成が緊急の政策課題となりました。それ故、私はドイツ法アカデミーの設立を決議したのです。アカデミーの任務は、ライヒ及びラント各省の立法権限に干渉することなく、法律改正を提言し、法案を鑑定し、法と経済にかかわる政府の重要な措置に対して批判的意見を表明することにあります。」<sup>(101)</sup>九月二二日付の法律でアカデミーに対し法人格を付与していたバイエルン政府に対し、ライヒ政府もまた、翌年七月一日、「アカデミーの活動が公法及び私法の領域においてこれまで果たしてきた重要性に鑑み、ライヒとの連携を実現するためライヒ法人格を付与することが必要である<sup>(102)</sup>」との理由から、『ドイツ法アカデミーに関する法律』<sup>(104)</sup>を制定、公布。その中で、アカデミーが「ライヒ法務大臣及び内務大臣の監督に服する」「ライヒ公法人」であること、議長が「ライヒ首相により任免される」ことを宣言、これによりアカデミーの公的性格を明らかにするとともに、その任務を、先のバイエルンの法律の文言のまま、次のように規定した。即ち、「アカデミーの課題は、ドイツ法の新たな形成を促進し、立法権を有する機関と密接かつ不斷に連携をとりつつ、すべての法律の領域においてナチズムのプログラムを実現することにある」と。さらに、同日布告された『定款』<sup>(105)</sup>は、こうした課題が「確証された学問的方法の適用によって実行されるべき」ものであるとし、そのためア

カデミーの活動分野として「法案の作成、提案、鑑定及び準備」と並んで、特に「法律学及び国家学の養成の新たな形成と統一化のための活動、学問的著作の編集及び刊行の支援、法及び民族経済の個別分野の研究にかかわる実践的学問的活動に対する財政支援、学会の開催」等を挙げ、あわせて「自らに課せられた任務の遂行に際し、個々の事案の審議のため特別委員会を設置する」ことを定めた。こうしたアカデミーの活動を支える基本原則が何であったかを、フランクは一九三四年五月五日にベルリンで行われた記者会見の席で次のように語っている。「われわれの立法の原則はわれわれの民族の価値ある人種的基盤の維持にある。これを動揺させる者はわれわれの民族の維持という基本的必然性を動揺させるものであり、ドイツにおいては決して理解されることはない。それ故、われわれの民族のもつアーリア的性格、つまりは人種的に明白な性格をこのように鋭く際立たせる試みがドイツ民族の法の精神に属することは当然のことである」と。

フランクのライヒ全権委員への任命及びドイツ法アカデミーの設立と法人化は、少なくとも外見上は、運動の側が「固有のイニシアティブに基づいて立法計画を立法機関に提言し、その実現に尽力する」ための橋頭堡をライヒ政府部内に築いたことに他ならず、それはとりもなおさずライヒ法務大臣であるギュルトナーにとつては新たなライバルの登場を意味するものであったと思われる。<sup>(106)</sup> 実際、党側の熱意と期待は、『フェルキツシャー・ペオバハター』が正式の任命の一週間も前に「ナチス党员」フランクの就任を伝え、さらに、これにより「党が長年抱いてきたローマ法の排除という課題が実現されることになる」と報じたことにも表現されていた。<sup>(107)</sup>

しかしながら、グルーフマンによると、この間の事情は必ずしもそれほど単純なものではなく、フランクの任命は、むしろギュルトナーの側からヒトラーに提案されたものであり、そこには二つの狙いが隠されていたという。即ち、ライヒ法務大臣就任の夢が破れ、そのためギュルトナーを中心に保守派が主導権を握るライヒ法務省に対し党の側からす

る各ラント司法責任者の反対動員を企むフランクの氣勢を削ぎ、彼を正規の国家の権威の中に取り込もうとする狙いが一つであった。また、差し迫った司法及び立法改革の実行にあたり、党を代表する著名な法律家の協力を確保し、それにより、当時既にユグヤ人司法官吏や弁護士<sup>(11)</sup>の追放政策をめぐって見られたような、法務省の強力な反対勢力になりかねない党の動きを牽制する狙いが今一つであった。

ギェルトナーは四月五日のヒトラーとの会談の中で、渋る彼を説き伏せ、フランクのライヒ全権委員への任命の了解を取り付けたが、その彼に対し早速書状や電報を送付し、近々の任命を催促したフランクの行動は、ギェルトナーにとつては狙い通りのものであったのかもしれない。ヒトラー自身はなお早期の任命に乗り気ではなかったとされるが、ギェルトナーは四月一日付の書簡で改めて次のように次回の閣議での決定を要請している。「私が、昨日の午後、あなたがご旅行に出掛けられる前にご連絡をとろうとしましたことは、フランク博士がご旅行の前に是非とも解決していただきたい事柄があるとの希望を様々なルートを通して私に寄越したことにあります。彼の希望の内容につきましては、今月五日にご説明申し上げたところです。その折り、私は、早急なドイツ法の新構成のために、ライヒ法務省とナチス党法制局の協力関係を作り出すことが効果的であり、また外部への強力なメッセージとなる旨をご説明申し上げました。具体的には、こうした結合は、私たちの同志であるフランク博士の人格の中に、体现されることになるでありません。したがって、私は次回の閣議に、ライヒ大統領閣下がライヒ全権委員を設置し、フランク博士を任命されるようご提案するつもりであります。ライヒ全権委員の任務は、各ラントにおけるライヒ法律の統一的執行を保障することにあります。加えて、ライヒ全権委員は、ライヒ法務省に設置が予定されている委員会に副委員長として所屬し、立法の改革の準備を担当することとなります。」<sup>(12)</sup>この書状の写しを即日ギェルトナーから受け取ったフランクは、早速、電報を

送付し、彼に対し「ナチス党の名において」感謝の念を表明したが、彼の熱意は、一週間後に行われたヒトラーとの会談において改めて直接合意を取り付けたことにもあらわれていた。四月一九日付の電報でヒトラーの了解を知らされたギュルトナーが四月二二日の閣議に「各ラント司法の強制的同質化及び法秩序の新たな形成のためのライヒ全権委員」の設置と、フランクの任命を提案し、了承されたことは既に述べたとおりである。

しかしながら、ライヒ全権委員としてのフランクの役割は、短期間に、しかもその実をあげることなく終了した。任命からわずか一年八カ月後、一九三四年二月一九日、ヒトラーはフランクに以下の書状を送り、ライヒ全権委員の解任と無任所大臣への任命を通知したのである。「ライヒ法務省とプロイセン法務省が統合され、また一九三四年二月五日の法律によりライヒが他のラントの司法行政に対する直接的な監督権を手にした結果、司法の強制的同質化の課題は解決されるに至った。法秩序の革新に関しては、貴殿はドイツ法アカデミーの中に模範となる恒常的な組織を創設したが、これにより貴殿は、狭義の司法の領域に限らず、すべての法の領域においてナチズムの世界観に基づく革新を実行する可能性を手に入れたのである。私は、ライヒ全権委員として貴殿が果たした倦むことのない、また多くの成果を生み出した働きに対し心からの感謝と特別の称賛を贈るものである。ここに、私は、ヒンデンブルク大統領により貴殿に与えられた任務の終了を宣言し、同時に、貴殿をライヒ政府の無任所大臣として任命する。」

司法の強制的同質化の完成は全権委員の任務の半分を消滅させ、法革新の任務もまた、全権委員ではなく、ドイツ法アカデミーがそれを担当するに十分であったというわけだ。これ以降、フランクは、一大臣として閣議での審議への参加は別にして、立法過程への特別のかかわりの手掛かりを喪失、他方、ヒトラーが名指ししたアカデミーもまた、活動の目標を「ドイツ法の全体的革新」へと定直し、単なる刑法典や民法典の改革ではなく、「ナチス刑法典」、『ナチス民族

法典』等、ナチズムの理念に立脚した抜本的な法典の編纂事業を課題とするにより、ライヒ政府の立法が改正法や特別立法の手法による個別かつ緊急の対応に終始する中で、現実の立法作業との接点をほとんど欠くものとなつてい<sup>(117)</sup>つた。こうした事態を受けて、フランクは、一九三六年、影響力回復の手だてとして、あらゆる重要法案の作成作業へのアカデミーの参加を義務づけるようにとの要望をヒトラーに送つたものの、この面でも、ヒトラーの対応は、ライヒ官房長官を通じて、各大臣宛てに、「そのことが適当と判断される場合」アカデミーの意見を聴取する機会をもつようにとの回状を出すにとどまつている。回状は、さらに、「特別に秘密保持を必要とし、あるいは緊急の必要のある」法律については、その限りにあらずとし、また立法活動の遅滞を招く事態はいかなる場合にあつても避けなければならないとして、事実上アカデミーの排除を決定づけた。ヒトラーのこのような消極的な対応の背景には、ライヒ官房に対する法務省からの働きかけがあつたとされる<sup>(118)</sup>。

フランクの努力にもかかわらず、その頃、既に、党の側の主導権は指導者代理であるヘスの手に移つていた。一九三三年六月二七日の閣議において、ヘスに対し閣議及びすべての大臣協議に出席する権限を付与したライヒ政府は、さらに、同年一二月一日の『党と国家の統一法』<sup>(121)</sup>において、指導者代理を内閣の正式の構成員とする決定を下した。「党機関と国家官庁との緊密な協働の保障」を目的に無任所相に任命されたヘスの任務の一つが、立法に際してライヒ政府の内部から党の影響力を行使し、法律と世界観の合致をはかること<sup>(123)</sup>にあつたことはいうまでもないであろう。もつとも、法案の作成が管轄大臣の所掌とされている現状では、閣議での法案評議への参加だけでは不十分であつたにちがいない<sup>(124)</sup>。一九三四年七月二七日、バイロイト音楽祭に同道したヘスから各省が行う法案の準備作業の段階からの関与の保障を求められたヒトラーは、「党と国家のさらなる統一化」を名目に、ランマースを通じ以下の命令を各大臣宛てに送付した<sup>(125)</sup>。

「指導者代理兼ライヒ大臣ヘスは、ライヒの管轄する一切の事柄にかかわる法案の作成に関与するライヒ大臣の地位を有するものである。法案の作成にかかわる一切の活動は、他の関係大臣が関与する時点において、ヘスに対し報告すべきものとする。このことは、管轄大臣の他に関係する大臣が存在しない場合にも同様である。ライヒ大臣ヘスは草案に對し意見を表明する機会を与えられるものとする。以上のことは各省が布告する法令にも準用される。」

これにより、法律のみならず、法律を施行し、補充する命令を含む立法の準備作業への関与の権能を取り付けたヘスは、翌年二月二五日、ランマースに對し関与の範圍の拡大を要請、<sup>(128)</sup>これを受けたヒトラーは、四月六日付の命令で、彼の関与を「ライヒ官報による報知の対象となる一切の施行令」にまで拡大する措置をとった。<sup>(129)</sup>さらに、この後、ヘスの権能はライヒだけではなく、ラントの法律及び法令にも及ぶことになる。「ライヒ新構成法第一施行令」<sup>(130)</sup>は、ラント法律の公布につき管轄大臣の同意の必要性を、また法令についても事前の関与の可能性を定めていたが、ライヒ官房長官は、一九三八年四月一二日、各大臣宛てに、これらの同意等についてもヘスの関与の保障を求める旨のヒトラーの命令を伝えた。<sup>(131)</sup>

もつとも、ヘスに与えられた権能は二つの理由から必ずしも彼の思惑どおりに機能したわけではなかったらしい。彼は一九三四年秋にランマースに對し次のような書簡を送りつけている。「法律及び法令の草案の送達が遅れ、指定の期間内では的確な対応が不可能となるといったことにより、指導者から私に付与された権能が無意味なものになる事態があつてはならない。私の関与はナチス党の態度表明そのものを意味し、また、事前に党のしかるべき部署の意見を聴取する必要があることをご承知願いたい。それ故、各大臣に對しては十分な期間をもつて草案を送達するようお願いしなければならぬ。さもなければ、今後、検討のための十分な期間の保障のない草案に對しては私の同意を留保させるを

えない事態が生じうることとなるであらう。<sup>(132)</sup>「要望を受けたランマースは、半月後の一〇月二七日、指導者兼ライヒ首相の委任に基づき各大臣に対し事態の改善を促す次のような書簡を送付している。「私は指導者代理ヘスから以下の報告を受け取った。即ち、法律の草案の送付から回答までの期間がきわめて短く、そのためヘス及び彼の機関が法案を検討し、調査を踏まえた上での態度決定を行うことが不可能な状態にあり、その結果、指導者から付与された権能が実際上有効に機能していない、と。彼の主張は理由のないものではない。それ故、今後、各大臣にあつては、法律及び命令の草案の送付に際して、十分な検討時間がとれるよう配慮することを要望する。」<sup>(133)</sup>これに対する大臣側の反応として、ライヒ航空大臣ゲーリングの一月一三日付のヘス宛ての書簡を挙げておこう。即ち、「一切の法律及び命令の草案が遅くとも他の関係大臣に送達される時点で貴殿の手に届くよう改めて〔省官房に〕命じた」と。<sup>(134)</sup>

ヘスにとつて厄介な問題は各省の側からのサポータージュだけではなかった。それと並んで党の側からする越権の問題があつた。ライヒ官房長官は、一九三八年四月一三日、ヘスを除く各大臣に対しヒトラーの次のような命令を伝えている。「指導者は特別な理由から改めて明白に以下のことを命じた。即ち、立法にかかわる党及び分枝組織からの提案、要望は、ただナチス党指導者代理を通してのみ管轄大臣に対し送達されるべきものとする、と。私は、ライヒ大臣ヘスの希望により、この命令を各大臣に対し報知するものである。」<sup>(135)</sup>この命令からは、ヘスの頭越しに管轄大臣への働きかけを行おうとする党指導者たちの姿を容易にうかがうことができる。実際、その当時ライヒ労働省が進める住宅公社の設立をめぐるランマースがヘスに宛てた書簡の中に、こうしたやりとりの様子が残されている。「現在、ライヒ労働省において、住宅公社の設立に関する法律が検討中である。この問題に関して、ライヒ組織監督官から私宛てに次のような意見と要望が寄せられた。即ち、公社の設立には『原則的かつ技術的理由から』反対せざるをえない、この点につき私の

見解を指導者に伝えられんことをお願いするものである、と。貴殿はこれまで、あらゆる政治的問題、とりわけ立法に  
 関して、ライヒ政府に対する党の見解の表明はもっぱら指導者代理を通して行うものであるとの考えを繰り返し表明し  
 てきた。それ故、私はライヒ組織監督官の上記の意向を貴殿に伝えるものである。今後の措置については貴殿の判断に  
 委ねたい。この件を貴殿に報告したことについては既にライヒ組織監督官であるライヒ氏に連絡済であることを申し添  
 える。<sup>(136)</sup>」

ヘスが執拗に求めた党を代表する立場からの立法への関与は単に法案の準備段階に限られなかった。管轄大臣による  
 法命令等の布告に關し、法律自体がより直接的な形で之を保障したものととして、たとえば一九三四年一月一三日  
 の『民事法上の請求権の補償に關する法律』<sup>(137)</sup>がある。この法律は、ナチズム革命に伴う政治的行為により個人に発生し  
 た特別な損害に対する国家補償を健全な民族感情との合致を条件に行うことを定めたものであるが、ライヒ内務大臣が  
 法律の施行又は補充に必要な法命令、行政命令を布告する場合、ライヒ法務大臣、ライヒ大蔵大臣と並んで指導者代理  
 の同意が必要であるとした。これが、特に党の利害や世界観に直結する法律に關し、公布以降も党の側からの監督を確  
 保せんとする意図によるものであったことは明らかである。同様の例は『血の保護法』、『ライヒ市民法』、『ライヒ国境  
 の保全と報復措置に關する法律』<sup>(138)</sup>にも見い出される。さらに、指導者代理自身に対し直接命令を布告する権能を付与し  
 た法律に、『国家と党に対する陰謀的攻撃の防止及び党制服の保護のための法律』<sup>(139)</sup>があつた。法律は次のようにいう。「指  
 導者代理は、ライヒ法務大臣及びライヒ内務大臣の同意を条件に、第一条ないし第六条の施行及び補充のために必要と  
 なる命令を布告する。」<sup>(140)</sup>この他、『ドイツ地方自治法』、『ナチス党及びその分枝組織の成員に対する訊問に關する法律』<sup>(141)</sup>  
 にも同様の条項が見い出される。

ヘスが突然の英国への単独飛行の敢行により失脚した後、彼の任務はボルマンにより引き継がれた。指導者代理機関

に代わつて党官房の設置を決定したヒトラーは、一九四一年五月二九日、『党官房長官の地位に関する指導者命令』<sup>(142)</sup>を布告し、ボルマンを党官房長官及びライヒ監督官に任命するとともに、「党官房とライヒ最高官署の緊密な協働の保障」を目的に「ライヒ大臣の権能を有する」こととした。ランマースは、この決定に基づき、翌年一月一六日、立法へのボルマンの関与につき、改めて以下の命令を発した。即ち、「立法への党の協働は、指導者の特別の決定がない限り、もっぱら党官房長官により行われる。党及びその分枝組織が立法に関し提案、要望がある場合、それらは党官房長官のみを通して管轄権を有するライヒ最高官署に対し送達される。党官房長官は一切の立法活動につき関係大臣の地位を有する。それ故、ライヒ最高官署は、法律等の作成作業に際し、党官房長官を当初から関与させるべきものとする。」<sup>(144)</sup>

#### 第四章 立法権の指導者権力化

ボルマンがヘスの後を引き継いだ頃、既に、第三ライヒの立法をめぐる状況はまったく新たな段階を迎えていた。即ち、元来国家の三権の一つでしかなかった立法権の指導者権力化、あるいはその明白化とでも呼ぶべき現象がそれである。<sup>(145)</sup> 換言すれば、この時期、民族の指導者であるアドルフ・ヒトラーが、ようやく、ライヒ政府等の国家の機関を通してではなく、真に唯一最高の立法権者としての本来の姿を直接顕現させるに至つたといえようか。もつとも、それは、何か突然の出来事といった類のものではなく、『全権授与法』<sup>(147)</sup>以来の第三ライヒの立法をめぐる憲法体制の漸進的な発展と変化の一つの到達点<sup>(147)</sup>といった意味しかもたないものであったことは間違いない。その発展と変化の跡は、裁可、公布、副署、法的授権といった立法に固有の事柄の中に辿ることが可能である。

ライヒ国会、ドイツ民族、ライヒ政府による立法が、既に詳論したとおり、それぞれの機関の性格、機能等を反映し、その過程において従来のそれから大きく異なるものであったにせよ、いずれの機関も国家の機関であり、その限りにおいて、それぞれの立法権が、『ライヒ憲法』であれ、あるいは『民族投票法』、『全権授与法』であれ、所詮は国家法に根拠を置き、実際の立法手続もまた定められた法令に依拠するものであることに変わりはなかった。その点で、新たに登場したライヒ政府による立法もまた同様であり、裁可、官報による公布等が法律の成立要件を構成することにつき、その形式も含め、大きな変化はなかったといつてよい。従来の「ライヒ国会は以下の法律を議決し、ライヒ参議院の同意を得てここにこれを公布する」との文言が、「ライヒ政府（ライヒ国会）は以下の法律を議決し、ここにこれを公布する」に、また、署名者も従来の「ライヒ大統領」から「ライヒ首相」に、そして一九三四年八月二日以降は「指導者兼ライヒ首相」に代わっただけであった。これらの相異も参議院の廃止、大統領の官職の統合等の制度的な変化の反映に過ぎなかつたことはいうまでもない。

しかしながら、表面上の同一性あるいは類似性にもかかわらず、その当初から、両者の間には体制の根幹にかかわる無視できない相異が存在したこともたしかである。『全権授与法』第三条は、法律の裁可及び公布に關し、次のように規定する。「ライヒ政府により議決されたライヒ法律は、ライヒ首相が裁可し、ライヒ官報をもつてこれを公布する。」これと対応するワイマール憲法第七〇条の規定は次のとおりであった。「ライヒ大統領は、憲法にしたがつて成立した法律を裁可し、ライヒ官報をもつて公布しなければならない。」この二つの条項に見られる法文上の微妙な相異から、二つの憲法体制の下における立法に關するライヒ大統領とライヒ首相の地位と権能の根本的な相異を読み取ることはそれほど困難なことではない。即ち、ライヒ大統領の裁可、公布の行為は、「ライヒ大統領は、……しなければならぬ」との文言にもあるとおり、国会の優位の下に、第七三条第一項の例外的場合を除いて、基本的には形式的・儀礼的なものでし

がなく、そのことが立法に関するライヒ大統領の從属的地位をあらわしていたとするならば、『全權授与法』の「ライヒ首相が裁可し、……公布する」との規定は、裁可、公布がライヒ首相に固有の権能であるということにとどまらず、第三ライヒにおける立法の最終的な淵源が、ライヒ首相、ひいては民族の指導者アドルフ・ヒトラーの手の中に存することを暗示するものであったといえよう。

同様の事態は、管轄大臣が行なう副署に関する条項の変化の中にも見る事ができる。ワイマール憲法第五〇条がライヒ大統領令を含む法律の裁可、公布の要件として「ライヒ首相又は管轄ライヒ大臣の副署」を求めていたのに対し、『全權授与法』にはこれに相当する規定は見当たらない。これは単なる欠落ではなく、むしろ、フーバーがいうように、法律が意図的に副署を裁可、公布の効力要件とせず、不要とみなした<sup>(149)</sup>ことの結果であつたと見るのが妥当であろう。元来、副署が、立憲制度の下において、管轄大臣等の国会に対する責任を明示し<sup>(150)</sup>“Gegenzeichnung”という名称はそこ<sup>(151)</sup>に由来する——、あわせて大統領の権限の制限を意図するものであつた限りにおいて、こうした副署が第三ライヒの憲法体制の中に存在する余地をもたなかつた<sup>(151)</sup>として、それは当然のことであつたのだ。ライヒ首相、後には指導者兼ライヒ首相であるヒトラーによる法律の裁可、公布は管轄大臣等の副署なしに行われうるのであり、このことは、先の第三条とあわせて、立法の最終的な淵源がどこにあるかをあらわす事柄であつたといえるであろう。その意味で、元来ライヒ政府への立法権の授与を定めたに過ぎない『全權授与法』の中に、ライヒ首相、より実体に即していうならば、民族の指導者であるアドルフ・ヒトラーが立法の淵源となる新たな憲法体制の在り様が、萌芽的ではあれ、反映され、表現されていた<sup>(152)</sup>といつて過言ではない。

もつとも、第三ライヒの全期間を通じて、ライヒ国会のみならず、ライヒ政府が議決、公布したすべての法律には從

来と同様に管轄大臣等の副署が附され、また時には、『元首法』や『国防軍構成法』<sup>(152)</sup>のように全大臣が名を連ねることもないわけではなかった。したがって、細部の違いはともかくとして、官報にあらわれた文言を見る限り、副署に關しても外面上二つの体制の間で大きな相異が見られなかったことは確かである。しかしながら、ここでも、クリューガーの指摘にあるとおり、民族の指導者がライヒ首相となる指導者—国家—憲法体制の下にあって、副署が、ライヒ国会による立法の場合を含めて、ワイマールのそれとは何かまったく異なる本質を有するものへと変化したことにつき疑問はない。<sup>(153)</sup> 当時、副署を表現する言葉として、“Gegenzeichnung”に代わって“Mitzeichnung”が一般に用いられるようになったこと<sup>(154)</sup>もこうした変化と無関係ではなかったはずである。それでは、副署の新たな意義と機能は何であったのか。

立法という場における指導者権力と国家権力の媒介項、それが副署に課せられた新たな役割であった。即ち、指導者兼ライヒ首相は、副署の許可を通して、管轄大臣等に対し、当該の法律、命令にかかわる領域において、彼が行なう民族指導への協働の権能を付与し、<sup>(155)</sup> 他方、管轄大臣等は、副署により、法律に表現された指導者の意思の誠実な執行を通じた民族指導への協働を誓約する、<sup>(156)</sup> というわけであった。副署のこうした機能は、第三ライヒにおける立法の多くが基本的な枠組みの提示にとどまり、その具体化が管轄大臣等に委ねられていた実態に即したものであったといえよう。たとえば、『血の保護法』には三つの施行令が、また『ライヒ市民法』には一三の命令が、立法以降のユダヤ人問題の解決の進展に應じて、それぞれの法律の授權に基づき、ライヒ内務大臣等により布告されている。<sup>(157)</sup> キュンマーリングやフリーバー<sup>(158)</sup>がいうように、結局、副署は、国家が党と並ぶ民族指導の手段と位置づけられる憲法体制にあって、国家の機関を代表する管轄大臣等が、法治の原理に基づいた単なる法律の執行者の地位にとどまらず、指導者の補助者として、当該の法律、命令にかかわって、その草案作成の段階から、彼とともに、彼の意思に即して民族の課題の実現のために協働

する、そうした彼らの地位と権能、そして責任を明示するものであったと解される。一九三五年に改正された「ライヒ政府議事規則」<sup>(159)</sup>が、管轄大臣に事故ある時の副署の代理に關し、「第一六条第二項は既に妥当性を失つたとみなされる」として、同項が規定する「その他の大臣」に代えて当該大臣の下にある「次官」が副署を行うとしたことは、副署の機能の変化に対応する措置であつたといえる。副署が指導者と当該官署を代表する管轄大臣の間に交わされる一種の誓約であつた以上、他の大臣による代理がありえないことは当然のことであつたのだから。<sup>(160)</sup>

副署のこうした新たな意義と機能からは、民族の指導者がライヒ首相という國家の官職を通して立法権を掌握し、ライヒ政府等の國家の機関はその指導者の手の内にある一つの道具でしかないという、第三ライヒの立法にかかわる憲法体制の在り様が容易に理解されうるにちがいない。指導者は、一九三五年時点におけるユダヤ人問題の解決がそうであつたように、指導者—憲法体制の建設途上において、民族の課題解決のために立法という手段を採用する場合、それが元來國家の管轄領域に屬する事柄であつた限りにおいて、ライヒ政府等を立法機関として利用するに過ぎなかつたということに他ならない。なるほど、すべての法律には、「ライヒ政府／國會は以下の法律を議決し、ここにこれを公布する」との決まり文句が附せられることになつていたことはたしかである。しかし、立法は、それがいずれの機関によつて行われようと、實質的には、指導者權力の一つの表現であり、<sup>(161)</sup>眞の立法者が常に指導者兼ライヒ首相アドルフ・ヒトラーである事態に変わりはなかつた。ウェーバーはこの間の事情をとらえて、「既に一九三四年、遅くとも一九三五年の時点において、政府及び國會による立法は、實際のところ、指導者の立法の表現形式以外の何物でもなく、立法権は指導者權力の構成要素の一つであるとの認識が一般的なものとなつた」<sup>(162)</sup>とする。

こうした事態をより明確に表現する立法例に、『元首法』、『国防軍構成法』があつた。この二つの法律が、一般の法律とは異なり、全大臣の副署をもつことは既に触れたとおりである。ウェーバーは、ここに見られる副署の機能として、

協働とは異なる、祝祭的なそれを挙げてゐる。「副署は、ライヒ政府が、民族と世界を前にして、指導者及び彼の歴史的責務と偉業に対し一致団結して行ふ祝祭的な信仰告白を表現するものである」と。このことから明らかになることは、『元首法』等にあつては、立法者はもはやライヒ政府ではなかつたという単純な事実である。それというのも、信仰告白は常に事後的な行為であり、そもそも自らが制定、公布した法律に対する信仰告白といったものなどありえないことであつたのだから。ここでは、形式上の立法者としてのライヒ政府の存在は他の通常の法律以上に希薄なものとなつてゐる。ライヒ政府は、全大臣の署名とは裏腹に、いわば単に立法の形式的な体裁を整えるためだけに、法律の中に姿をあらわすに過ぎない。

さらに、『元首法』に関しては、こうした副署の機能にとどまらず、より具体的な変化の兆候を見ることが出来る。『元首法』公布の翌日にライヒ首相により布告された『元首法施行令』<sup>(165)</sup>がそれである。ライヒ内務大臣に対し「私はドイツ民族の明白な裁可を受けることを希望する」として、早急の民族投票の実施を求めたこの『施行令』には、通常の命令に見られる大臣の副署だけではなく、さらには命令にとつて本来不可欠であるはずの法的授權への言及も存在しなかつた。法的授權のこうした不存在は法治の原理からしては説明不可能な事態に他ならず、その限り、この間の事情は、「私は……希望する」との文言も含め、『元首法』にかかわる立法の淵源が元々奈辺にあつたかを物語るものでもあつたといえよう。

同様の事態は、一九三六年以降、それまで上位規範による授權を不可欠としてきた国会の解散や勲章の授与等に関する命令の中にも見ることが出来る。一九三六年三月七日の『ライヒ国会の解散及び新選挙実施に関する指導者兼ライヒ首相命令』<sup>(166)</sup>は、ヒンデンブルク大統領が一九三三年二月一日に布告した同様の二つの命令<sup>(167)</sup>と比較して、その法的根拠に關し法文上からも明らかにそれとわかる相異があつた。即ち、大統領令が、それぞれ「ライヒ憲法第二五条に基づいて、

あるいは「ライヒ選挙法第六条に基づいて」布告されたのに対し、今回のヒトラーの命令にはそうした法的授權への言及は一切存在しない。ただ、そこには、「私はライヒ国会を解散する。新選挙は……に実施される。指導者兼ライヒ首相。」との文言、署名が存在するだけである。あるいは、勲章等の授与に関する命令も同様であった。一九三三年四月七日の『称号、勲章、榮譽賞に関する法律』<sup>(168)</sup>が、勲章等の授与は「この法律及びこの法律に基づいて布告される命令に従い」行われるとし、実際、一九三五年七月三十一日の『指導者兼ライヒ首相命令』<sup>(169)</sup>が「一九三三年四月七日の法律第三条に基づいて以下のごとく命令する」としていたのに対し、七カ月後の『オリンピック功労者に対する榮譽賞創設に関する指導者兼ライヒ首相命令』<sup>(170)</sup>にはこうした法的授權への言及は見当たらない。命令の冒頭の文言は以下のとおりであった。即ち、「私は、ドイツで開催された一九三六年オリンピックゲームへの功績を讃え、ドイツ民族の感謝を明白な形で顕彰すべく、『ドイツオリンピックック榮譽賞』を創設するものである。」

憲法、法律と命令の關係に関する伝統的な法理論からすれば、上位規範の授權に基づかない命令が法的妥当性を欠くものであったことはいうまでもない。ヒトラーが、あえて憲法や法律の規定を無視し、命令の根拠を指導者兼ライヒ首相である「私」に置いたことの理由は、命令のもつ人格的性格を強調し、<sup>(171)</sup>法治国家原理の否定を明確にすること以外にはなかったであろう。共同体における指導者の権能が、元來、彼が有する民族の最良の血に由来し、法規範による授權の連鎖を必要としない、人格的なそれであったことについては、既に第一章で詳しく論じたとおりである。それにもかかわらず、自らの命令の根拠として憲法等の上位の規範を援用するならば、その時、民族の指導者は間違いなく単なる国家の機関に墮すことになったにちがいない。その意味で、『元首法施行令』等のいわゆる「指導者命令(Führerlass)/Führerverordnung」は、立法においても、指導者の權威と責任が、『ライヒ憲法』であれ、『全權授与法』であれ、彼らの人格以外の他のいかなるものにも依拠するものではないことをはっきりと刻印し、宣言するものであったと解さ

れる。<sup>(172)</sup> それ故、法的授權の放棄といういさか目立たない出来事の中に「立法は指導者権力の直接的発現である<sup>(173)</sup>」といった第三ライヒの根幹にかかわる新たな事態の出来を見て取ることは決して困難なことではない。つまり、指導者が、立法に際して、ライヒ政府等の立法機関を利用するだけではなく、必要に応じ、それに代わって、自らの人格の中に統合された立法高権を直接的に行使する意思、及びその可能性を宣明するに至った、<sup>(174)</sup> ということだ。

それでは、法律と異なる、指導者命令の布告の実際はどうであったのか。ランマースはニュルンベルクの法廷で次のような証言を残している。「指導者命令は一二年の間に市民権を獲得するに至った。これはむしろ形式的な手続に服するものではなかった。命令の布告に際しては、関係する大臣に対してのみ意見の聴取がなされた。ただ聴取が行われただけであり、彼らの同意は必要のないものであった。何故なら、指導者が一人で決定したからである。指導者あるいは大臣が指導者命令の布告を望んだ場合、私が関係大臣に対しその旨を伝え、合わせて、それに関する意見の表明を求めた。指導者にとつては、聴取が行われたということだけで十分であった。彼らが反対したか、同意したかは、それ自体何の意味ももたなかった。それというのも、決定権は唯一指導者の手であったからである。<sup>(175)</sup>」布告のこのような在り様が指導者権力の直接的発現に見合ったものであったにせよ、もつとも、ヒトラーがすべての指導者命令に関してその詳細を把握していたとの想像もまた現実的なものではありえない。実際、たとえば、レーベンティシュによれば、一九四二年七月二八日の『衛生・保健制度に関する指導者命令<sup>(176)</sup>』のケースでは、この命令により衛生・保健制度全権受任者に任命されることになるブランドが、コンテイ等のライバルを牽制し、自らの権能の確立を目的に、事前に草案を作成し、ランマースやボルマン等を介さず、直接ヒトラーに署名を求めたという。さらに、ブランドの権能の一層の拡大を内容とした翌年九月五日付の『第二命令<sup>(177)</sup>』の場合、ヒトラーはランマースに対し「命令の詳細のすべてを理解しているわけでは

(178)「ない」と語つたとされる。

布告に至る経緯の詳細が何であれ、指導者命令の登場により、法律と命令を区別することの意味も、またその必要性も失われたことは間違いない。(179) 両者の相異は単にそれぞれの出自の相異でしかなかつたからである。(180) ライヒ政府等を介した立法が「法律」の名で呼ばれ、指導者の直接的な立法が「命令」の名で呼ばれたというに過ぎない。(181) 立法に際していずれの方法を採用するかは指導者の裁量に委ねられた問題であつた。(182) ただ、指導者命令がより一層「高度に指導者の人格的決定」の性格を強く表現するものであつたことは間違いない。(183) いずれにせよ、法律がかつて有していた命令に対する優位性は、当然のことながら、消滅する。(184) あるいは、しばしばそう主張されたように、法律と命令は「同じ位階に並ぶ法源」(185) となつたわけでもない。むしろ、ライヒ官報が指導者命令を法律に前置して掲載したことに象徴されるように、両者の位階関係は逆転する。(187) 法律が命令を改正し、廃止するのではなく、まったく逆に、指導者命令が法律を改正し、廃止する力をもつ。(188) そのようにして初めて、『ライヒ鉄道法の改正のための指導者兼ライヒ首相命令』(189) といった、法治国家では通常ありえない、いささか奇妙な標題をもつ命令の存在についても納得がいくであろう。フーバーは、こうした新たなタイプの命令を、上位規範に基づく従来の「法律依存型命令」(190) に対し、「法律型命令」(191) として分類する。術語上当初混在的に使用されていたものの、やがて従来型の命令(Verordnung)と区別する意味で一般に「Erlass」の名を冠せられることになる独立型の指導者命令は、文字通り「指導者立法」(192) として、特に開戦以降、ライヒ政府による立法が急激にその数を減らす中で、(194) それに代わつて、重要な法源の地位を確立することとなつた。(195) 以下、代表的な指導者命令を挙げておこう。

先ず、いわゆる組織行為があつた。行政組織の創設、管轄権の変更等にかかわる措置としての組織行為は、元來、法

律、法令令、行政行為、あるいは単なる業務上の通告により行われるものであり、立憲制度の下では、国家元首の組織権力に対しては、憲法はむろんのこと、議会の立法権や予算権を干渉・侵害しないことの制約が置かれていた。しかし、指導者兼ライヒ首相がすべての国家権力を統括する第三ライヒにあつては、当然のことながら、従来であれば法律による決定を必要としてきた組織行為もまた指導者命令により執り行われるに至つた。こうした実質的な立法と同一視される命令として、自然保護事業等の業務の管轄権をライヒ・プロイセン内務大臣からライヒ山林局長へ委譲することを定めた一九三五年六月二六日の『命令<sup>(196)</sup>』や、ナチズム精神による映画芸術の発展を目的にドイツ映画アカデミーの設立を定めた一九三八年三月一八日の『命令<sup>(197)</sup>』、ドイツ民族の体育教育をナチスライヒ体育連盟に委ねた同年一月二二日の『命令<sup>(198)</sup>』、ブランドを衛生・保健制度全権受任者に任命した一九四二年七月二八日の『命令<sup>(199)</sup>』等がある。

同様の命令に恩赦令があつた。刑罰免除の実施に関しては、ワイマール憲法第四九条が「ライヒが実施する特赦はライヒ法律によることを要する」と定め、一九三四年二月一六日の『司法のライヒへの委譲に関する第一法律<sup>(200)</sup>』もまた、「特赦はライヒ法律によつてのみこれを行ないうる」との規定を置いていた。この立法の趣旨は、『新構成法』によりラント高権が一扫されたことを受け、これまでラントが行なつてきた特赦を含め、その一切をライヒに委ね渡すことにあり、したがつて、これ以前から、刑罰の免除が、ライヒであれ、ラントであれ、法律による実施を必要としてきたことに変わりはなかつた。<sup>(201)</sup>『第一法律』以降、ライヒ大統領とライヒ首相の官職の統合を機会に実施された一九三四年八月七日の特赦から始まり、オーストリア併合を機会とした一九三八年四月三〇日の特赦に至るまでの間に四度実施された刑罰免除は、いずれもライヒ政府が制定、公布する『刑罰免除法<sup>(202)</sup>』に拠るものであつた。それに対し、一九三九年以降、刑罰免除の根拠法令は指導者兼ライヒ首相の命令に取つて代わられることになる。最初のケースである一九三九年六月

七日の「刑罰免除に関する指導者兼ライヒ首相命令」<sup>(203)</sup>は、かつてズデーデンドイツ領内においてドイツ民族の保護のために犯され、チェコ・スロバキア法により有罪とされた犯罪等を対象とするものであったが、命令の前文には次のような文言が掲げられていた。「私は、ズデーデンドイツ領のライヒへの帰属を機会として、以下の基準に従い刑罰の免除を保障するものである」と。その後、比較的軽微な有罪判決を受けた国防軍兵士を対象とする一九三九年九月一日の命令<sup>(204)</sup>では、その標題に「刑罰免除(Straffreiheit)」に代わって「恩赦(Gnade)」の文言が登場し、さらに、同年一〇月二一日の官吏を対象とする同様の命令<sup>(205)</sup>では、布告者として、「指導者兼ライヒ首相」に代わって「指導者」の名が挙げられている。ウエルナーがいうように、「私は……保障する」との形式に基づいて布告される刑罰免除は、民族の指導者による高度の政治的指導行為の一つとして、もっぱら彼の人格から由来する恩寵に他ならず、その限り、もはや法律の形式的なカテゴリーなど問題ではなかったのだということになる。<sup>(206)</sup>

組織行為が元々法律以外の命令等によっても行われ、また、刑罰免除が、ワイマール憲法第四九条の規定——「ライヒ大統領は恩赦権を行使する。」——にもあるように、その事柄の性質上指導者兼ライヒ首相に固有の権能の発現とみなされうるものであったのに対し、本源的にもっぱら法律に委ねられ、それ故ライヒ国会等の立法機関に留保されてきたものも固有の法領域である一般的な権利と義務及び制裁の創設もまた、指導者命令による立法措置を免れるものではなかつた。<sup>(207)</sup>一九三五年七月三十一日の「国防軍官吏の旅費報酬に関する指導者兼ライヒ首相命令」<sup>(208)</sup>に始まり、その後、ユダヤ人を対象とする「(国防軍等の)ユニフォーム着用の特権の剝奪に関する指導者兼ライヒ首相命令」<sup>(209)</sup>、軍需物資の在庫の虚偽の報告等に対し死刑等を定めた「軍備経済保護に関する指導者命令」<sup>(210)</sup>等、特に戦時体制にかかわって多くの指導者命令が布告された中で、代表的な立法例として一九三八年八月一七日の「戦時特別刑法令」を挙げておこう。この命令

は、一九三四年四月二四日の『改正刑法』<sup>(21)</sup>等と、その体裁、内容において何ら異なるところはなかったといつてよい。第一条において、「軍刑法典に服するすべての者に対しドイツライヒ刑法典も適用する」と規定した命令は、第二条以下で、「特別構成要件」として、スパイ行為罪、義勇行為罪、国防力破壊罪、国防義務離脱罪等五つの構成要件を新設。ちなみに、スパイ行為罪の条項は次のとおりであった。「敵又はその利用のために他の者に通知する意図をもって、密かに又は虚偽の口実の下に、ドイツ軍又は同盟軍の交戦地域において情報を収集し、又は収集を企てた者は、スパイ行為の故に、死刑をもって処罰する。」

指導者立法の対象は従来の意味での法律や命令の段階にとどまるものではなかった。第三ライヒの体制の根幹にかかわり、それ故通常であれば憲法の改正を必要とし、そのため『新構成法』<sup>(22)</sup>がなおライヒ政府に留保していた領域にも及ぶことになる。それは単に例外的といったものではなく、むしろ、指導者命令が、本来、ライヒ政府等による立法とは異なり、人格的性格を明確に帯び、指導者の権威と責任、さらには体制の形成意思をより強く表現するものであったとするならば、第三ライヒの体制を決定する「憲法」こそは民族の指導者の命令行為の対象としてよりふさわしい領域であったにちがいない。ここでは代表的な立法例として三つの命令——『四カ年計画施行令』<sup>(23)</sup>、『国防軍の指導に関する命令』<sup>(24)</sup>、『秘密内閣評議会の設置に関する命令』<sup>(25)</sup>——を挙げておこう。

ヒトラーは、一九三六年の党大会において、「今後四年以内に、ドイツは、われわれが有する化学、産業、鉱業により生産可能な原材料に関して、自足しうる体制を構築し、外国への依存から脱却しなければならない」として、「新四カ年計画の実施」<sup>(26)</sup>を宣言、その一カ月余り後の一〇月一八日、「指導者兼ライヒ首相」の名において、『四カ年計画施行令』を布告し、ゲーリングを四カ年計画全権受任者とする以下の決定を下した。即ち、「私が名譽の党大会において告知した

新四カ年計画の実施は、ドイツ民族が有する一切の諸力の統一した管理、及び党と国家が有する一切の権限の厳格な統括を必要とする。私は、四カ年計画の実施を、國務大臣であり軍大將であるゲーリングに委任する。國務大臣兼軍大將ゲーリングは、彼に委ねられた任務の遂行のために必要な措置をとる……権能を有するものである。「授権の根拠となる法律を持たず、また一切の副署なしに布告された『施行令』が、その名に反して、単なる命令、さらには法律をも超えて、憲法的性格を有するものであったことは、それがもつ体制にとつての重要性を検証するまでもなく、他ならぬライヒ政府自身の立法——『四カ年計画施行法』<sup>(218)</sup>——により明かされることになる。この法律は、その名のとおり、「四カ年計画の実施のため」の法律であり、「民族経済的に適正な価格及び報酬の実現」を目的に、「四カ年計画全権受任者に直屬する」「価格形成ライヒ全権委員」の設置及び任務等を定めたものであったが、ここには、法律が命令の施行のために制定され、法律により任命された全権委員が命令により任命された全権受任者に服するといった、法律と命令の關係の奇妙な逆転現象が見られる<sup>(219)</sup>。しかしながら、これもまた『四カ年計画施行令』が、その名に反して、一個の「憲法」としての地位と資格を有するものであったと考えれば、納得がいくにちがいない。

後の二つの命令の性格に関しても、さしあたり、命令の布告日が、ボンセにより「乾いた六月三〇日」<sup>(220)</sup>と称され、第三ライヒにとつて第二の体制変革の日となつた一九三八年二月四日であつたことからもおおよその推測が可能であらう。『国防軍の指導に関する命令』は次のように定める。「全国防軍に対する指揮権は今後私がこれを個人的 (personlich) に行使する。ライヒ国防省に設けられた従来の国防軍官署は、『国防軍最高司令部』及び私の幕僚としての任務とともに、直接私の指揮下に置かれる。」「命令』は第三ライヒの国防体制の基本を定めた一九三五年の『国防法』<sup>(221)</sup>を全面的に改正するものであり、この結果、中間審級であるライヒ国防省及び国防大臣の官職が廃止され、さらに、国防大臣が有していた三軍に対する最高司令権も指導者自身の手に委ねられるに至つた。これが近い将来の開戦に向けた軍事面での体制

整備であつたとするならば、『秘密内閣評議会の設置に関する命令』は外交面での体制整備を目的とするものであつたといえる。ヒトラーは、「私は外交政策の指導に関する私の評議機関として秘密内閣評議會を設置する」と宣言した上で、議長にノイラートを、評議員にリッペントロップ、ゲーリング、ヘス、ゲッベルス、ランマース、ブラウヒツチュ、レーダー、カイテルを任命する決定を下している。秘密内閣評議會が、その大仰な名称にもかかわらず、実際には単なるみせかけの機関に終わったことは、ゲーリングの戦後の証言——「私は誓つて断言するが、この評議會はただの一分間ですら開かれたことはなかつた。」——にもあるとおりであつたものの、これが形式上従来の内閣制度に重大な改革を加えるものであつたことは確かである。いづれにせよ、二つの指導者命令が、先の『四カ年計画施行令』と同様に、第三ライヒの体制の根幹を形成する「憲法」としての機能と性格を有するものであつたことにつき疑問はない。六日付の『フェルキツシャー・ベオバハター』もまた、「最高指導者の手中に全権力の最強の集中化。指導者による歴史的決定。」との見出しとともに、次のように報じている。即ち、「本日公表された指導者の諸決定はナチスによる国家指導の歴史において一つの標石を形成する。……ありきたりの組織の変更が問題なのではない。むしろ、指導者国家の全体構造にかかわる一つの決定的な意義をもつ措置が問題なのだ」と。

ウェーバーは、これら三つの命令の他に、同様の命令として、『ステューデンドイツ領の行政に関する命令』<sup>(224)</sup>、『国防最高評議會の組織に関する指導者命令』<sup>(225)</sup>、『ライヒ行政裁判所設置に関する命令』<sup>(226)</sup>、『党官房長官の地位に関する命令』<sup>(227)</sup>等を挙げ、一連の指導者命令が有する意義を次のように総括する。「これらの命令から浮かびあがる」決定的な事柄は、ライヒの根本構造に関する決定が〔国会や政府による〕ライヒ立法から広範に指導者の直接的な立法行為へと移されたという事実である。指導者命令による憲法の形成は、四カ年計画施行令を突破口とし、より大規模な形で一九三八年に実現され、その結果、憲法制定機関としてのライヒ政府、ライヒ国会の存在はますます背後に追いやられることとなつた。

同時に、それは憲法制定権力が指導者権力の直接的構成要素であることを明らかとするものでもあった。それ故、「指導者の」憲法制定権力があたかも一九三四年一月三〇日の新構成法や一九三三年三月二四日の全権授与法、さらにはワイマール憲法第七六条に基づくものであると考え、既に克服されたはずの議會制的憲法体制による正当化を必要とし、その際、ライヒ政府やライヒ国会による立法の場合と同様の形式に拘束されるとする虚構は、最終的かつ明白な形で葬りさられるに至った。<sup>(228)</sup>

右の指摘から明らかになることは、ヒトラーが有する憲法制定権力は、指導者兼ライヒ首相としての国法上の地位からではなく、端的に民族の指導者であるという彼の人格それ自体から由来するものであったという事実である。ちなみに、ポースングもまた『四カ年計画施行令』に関して次のように述べている。「指導者の立法権能について、これまでは、それは〔ライヒ政府やライヒ国会等〕他の何らかの機関の協働を前提とするものではないかとの疑問が成立する余地があつたが、〔副署を持たない〕施行令はこうした一切の疑問を一撃で粉碎した。命令は、ワイマール憲法に最終的な根拠を置く指導者の『国家元首』としての地位に由来するものでもなければ、また、ワイマール憲法第四八条が規定する緊急命令権に依拠するものでもない。……指導者に固有の、そして直接的な立法権能の存在についてはもはや疑う余地はない。この権能はもっぱら指導の本質から導かれうるものであり、したがつて、その権能を正当化するために、何らかの法律によりわざわざ形式的な授権を行う必要など存在しない。<sup>(229)</sup>」

しかし、このことを単にライヒ国会やライヒ政府と並ぶ新たな憲法制定権力の誕生と解するならば、それは指導者——國家——憲法体制の本質を見誤るものといわねばならない。むしろ、事の本質の在り様は、ヒトラーが民族の指導者であることを唯一の根拠に第三ライヒの一切の立法権の淵源に立つたということであり、そして、それに伴う当然の結果として、ライヒ国会、ライヒ政府の憲法制定権を含む立法権の根拠もまた『ライヒ憲法』はむろんのこと、『全権授与法』

や『新構成法』といった法規範ではなく、指導者人格それ自体へと変化するに至ったということに他ならない。かくて、憲法制定権力の指導者権力への帰属という新たな憲法的事態の本質は、単に指導者命令によるあれこれの憲法規範の創設にとどまらず、民族の指導者からライヒ政府等の国家機関への立法権の授与という出来事により初めて明らかにされるにちがいない。

ここでも『四カ年計画施行令』がその嚆矢となった。ゲーリングを四カ年計画全権受任者に任命したヒトラーは、同時に、その中で、彼に対し「立法権」を付与する次のような決定を下している。即ち、「國務大臣兼軍大將ゲーリングは、彼に委ねられた任務の遂行のため……法令令及び一般行政命令を布告する権能を有するものである」と。『施行令』が、既述のとおり、一個の「憲法」とみなされるものであった以上、ゲーリングに付与された立法権の対象もまた、『施行令』自体の文言にかかわらず、単に従来の意味での法令令や行政命令に限られるものではなかったはずである。実際、公式の注釈書も、彼の権能の中には、法令令等の布告の他に、「形式的意味における法律」の制定も含まれるとする。<sup>(230)</sup>

四カ年計画全権受任者と並んで、一九三八年九月四日付の非公開とされた『ライヒ国防法』<sup>(231)</sup>により新たに設置されたライヒ行政全権受任者及び経済全権受任者の場合も同様であった。ライヒ行政全権受任者に経済行政を除く非軍事的行政の一切の指導が、また経済全権受任者に軍需産業を除く一切の経済の監督が委任され、その結果、前者には内務省、法務省、教育省等が、また後者には経済省、食糧省、労働省等が服するものとなった<sup>(232)</sup>今回の措置が、先の四カ年計画の実施等と同様、全体戦争の準備に向けた体制整備を目的とするものであったことはいままでもない。その際、全権受任者に対し行政や経済の監督、指導の委任にとどまらず、さらにその任務の遂行に必要な法令令等の布告の権利を付与する点においても、『四カ年計画施行令』と何ら異なるところはなかった。彼らの権能の実際についてフリックは次のように解説する。即ち、「ライヒ行政全権受任者及び経済全権受任者は、相互の了解及び国防軍最高司令部の合意を前提とし

て、既存の法律から逸脱する法命令を布告することができる。これにより、戦時における立法の簡略化を目的に「三者協議団」が創設されるに至った<sup>(233)</sup>と。

フリックの指摘を裏付けるように、この種の法命令として最初に経済全権受任者により布告され、ライヒ官報に掲載された一九三九年八月二七日の『経済行政に関する命令』<sup>(234)</sup>には、「法律の授權に基づき、ライヒ行政全権受任者及び国防軍最高司令部との合意により、以下のごとく命令する」との文言が見い出される。かかる全権受任者命令が法律と何ら変わるものでなかったことは、先のフリックの解説——「既存の法律から逸脱する法命令を布告することができる。——にもあるとおりであった。したがって、その実体は不明であるものの、フーバーが「非公開の全権授与法」と呼んだように、授權の根拠とされた「法律」が憲法としての地位と性格を有するものであったことにつき疑問はない。いずれにせよ、四カ年計画全権受任者、ライヒ行政全権受任者、経済全権受任者が、それぞれの管轄領域<sup>(236)</sup>に關し、指導者からの授權に基づいて、従来のライヒ政府等と並ぶ新たな立法権の所有者となつたことは明らかであった。この他にも、ヒトラーは、同様の措置として、保護領や占領地域に対する行政にかかわつて、ズデーデンドイツ領ライヒ全権委員<sup>(237)</sup>に対し「管轄ライヒ大臣及びライヒ内務大臣の了解の下に、命令により既存の法を変更する」<sup>(238)</sup>権能を、また、ポーランド總督、占領オランダ地域ライヒ全権委員<sup>(239)</sup>に対して「命令により法を制定する」<sup>(240)</sup>権能をそれぞれ付与している。

四カ年計画全権受任者等に付与された立法権がなお限られた範囲のものであつたのに対し、より包括的な管轄権を有する一つの立法機関が開戦の直前に誕生する。「国防最高評議會」がそれであつた。ヒトラーは、一九三九年八月三〇日、『国防最高評議會の組織に関する指導者命令』<sup>(241)</sup>を布告、「私は、現今の外交的緊張の時代に対応すべく、行政及び経済の統一的監督を目的に、以下のごとく命令する」として、陸軍元帥ゲーリングを議長に、指導者代理、ライヒ行政全権受任者、経済全権受任者、ライヒ大臣兼ライヒ官房長官、国防軍最高司令部長官を常任評議員とする「国防最高評議會」

の設置を決定した。今回の措置の目的が何であつたかについて、フリックは、開戦に伴う指導者の負担の軽減、及び戦時体制下における行政と経済の統一の監督の実現を挙げ、ライヒ国防の要請に機動的に応えうる戦時下の体制を新たに編成しようとするものであつたとする。<sup>(241)</sup>四カ年計画全権受任者を兼ねるゲーリングをはじめ、ヘス、フリック、フンク、ランマース、カイテルから構成される国防最高評議會は、その設置の趣旨と合わせ、文字通り、国防軍を含む党と国家の最高責任者を網羅し、外交と軍事を除く行政、経済のほぼすべての領域を所掌する指導者の協働機関であり、それ故、従来のライヒ政府に取つて代わる、「指導者に直接責任を負うライヒ最高機関」<sup>(242)</sup>としての性格と機能を有するものであつたことは間違いない。国防最高評議會はいわば戦時における代替内閣に他ならず、そのため「指導者命令」は当然の措置として第二項において評議會に対し立法権を付与する以下の決定を下している。即ち、「国防最高評議會は、私がライヒ政府、ライヒ国会に対し法律の制定を命じない限り、法律の効力を有する命令を布告することが出来るものとする。」この立法権の授与が、先の四カ年計画全権受任者等の場合と同様、法的授權ではなく、民族の指導者アドルフ・ヒトラーによる人格的授權であつたことは、命令が、指導者兼ライヒ首相ではなく、端的に「指導者アドルフ・ヒトラー」の名により布告され、また法文上も、第二項の「私が……」との文言を初めとして、冒頭に掲げられた「私は……以下のごとく命令する」、さらに末尾に置かれた「私は本命令の効力喪失の期日を決定する」との文言からも疑問の余地はなかつたといつてよい。

独立の、ライヒ政府等と並ぶ、新たな立法機関となつた国防最高評議會の立法権の内容は、「より簡略化された形式」<sup>(243)</sup>ではあれ、従来のライヒ政府等のそれと基本的に変わるものではなかつた。評議會命令は「法律の効力を有」し、さらにその対象は、前文に掲げられた課題に限定されず、「ライヒ立法が対象とするあらゆる事柄」に及ぶものであつた。<sup>(245)</sup>評議會命令が、各省大臣に命令の布告を委任し、また既存の法律を改正、廃止する力を有することについても、ライヒ政

府による立法の場合と何ら違いはなかつた。<sup>(246)</sup> もつとも、ザツハリツヒな面はともかくとして、その形式に關してはいくつかの点で相異が存在したことも確かである。法文上からも指導者による裁可は不要とされ、公式の注釈書は、その理由として、指導者が前線にあつて首都を不在にすることが珍しいことではない戦時における機動的な政治指導の実現の確保を挙げている。<sup>(247)</sup> 官報による布告に關しては、『民族の害虫令』や『ラジオ放送令』、『重大少年犯罪者保護令』、『暴力犯罪者令』等、<sup>(251)</sup> 国防最高評議會命令の多くが、ゲーリング議長の名及び管轄全權受任者等の副署を附し、「国防最高評議會は法律の効力をもつて次のごとく命令する」との文言とともに、ライヒ官報に掲載され、したがつて他の法律や命令との間に大きな違いはなかつたものの、しかしながら、制度上、『法命令の布告に關する法律』の適用を受けず、それ故、そのことが「ライヒ国防の理由から不適當である」場合、布告は必ずしも必要なものではないとされた。<sup>(253)</sup>

『国防最高評議會令』によりライヒ政府に匹敵するいわば第四の立法機関が設立されたとして、この命令が第三ライヒの憲法史の中で有した決定的な意義は、単にそうしたことにとどまるものではなかつたはずである。もしそれだけのことであるならば、規模の大小は別にして、『四カ年計画施行令』等も同様であつたらう。むしろ、問題の核心は、第二項の文言の内、国防最高評議會への授權の前提とされた部分、即ち、「私がライヒ政府、ライヒ国会に対し法律の制定を命じない限り……」にあつたにちがいない。それというのも、これにより、初めて法文上からも、たとえ傍論的とはいえ、第三ライヒの立法権の淵源が民族の指導者にあり、国防最高評議會等のみならず、ライヒ国会及びライヒ政府の立法権もまた、従来そうであつたように『ライヒ憲法』や『全權授与法』等の法規範ではなく、<sup>(254)</sup> 國家を超え、國家とは無關係な指導者の人格それ自体に由来するものであるという、指導者—國家—憲法体制の在り様が疑問の余地のない形で明らかにされるに至つたからである。それ故、今回の指導者命令が『全權授与法』から始まつたナチス憲法の發展の最

終局面を画するものであったことは間違いない。<sup>(255)</sup>

『国防最高評議會令』からほぼ四年後、命令の第二項に表現された思想は『政府立法に関する指導者命令』<sup>(256)</sup>の中に立法上の最終的な結実を見ることになる。『指導者命令』はライヒ政府の立法権を次のように規定する。「一九三三年三月二四日の法律が形式上一九四三年五月一〇日付で失効することに鑑み、私は以下のごとく決定する。即ち、ライヒ政府は一九三三年三月二四日の法律により委譲された権能を今後も行使用するものとする。大ドイツライヒ国会がライヒ政府の有するこの権能を批准することを私は留保するものである。指導者アドルフ・ヒトラー。」元々四年間の時限立法として誕生した『全権授与法』の有効期間の経過に関し、ライヒ国会が過去二度にわたり法律の「延長」により対応してきたのに対し、『指導者命令』は、ライヒ国会に代わって、指導者の決定により、また、法律の延長ではなく、その「失効」を受けて、従来と同様の権能——立法権——を改めてライヒ政府に付与しようとするものであった。『指導者命令』が、『民族及びライヒの困難除去のための法律を延長するための命令』ではなく、単に『政府立法に関する……』と銘打たれたことは決して理由のないことではなかったはずである。いずれにせよ、事の本質がライヒ政府への立法権の授与の根拠の交代にあったことにつき疑問はない。即ち、ライヒ憲法を淵源とする法的授権の連鎖から、指導者を淵源とする人格的授権への変化がそれであった。

この点に関し、興味ある事実は、一九三七年の最初の延長の際にライヒ国会に提案される予定となっていた『ライヒ立法に関する法律』をめぐる経緯であった。ライヒ官房、内務省及び法務省により作成された草案は以下のとおりであった。「第一条 ライヒ法律は、指導者兼ライヒ首相がこれを布告する。法律は、ライヒ大臣による提案に基づき、ライヒ政府がこれを評議する。第二条 ライヒ法律は、指導者兼ライヒ首相が裁可し、ライヒ官報をもってこれを公布する。」<sup>(257)</sup>

この法案は、立法権がライヒ政府ではなく、指導者兼ライヒ首相に存在することを宣言し、またライヒ政府を指導者の単なる助言者の地位に置こうとするものであった——その限り、ヒトラーはいつでもその評議を無視することが可能であった——<sup>(259)</sup>が、直前までライヒ国会による法案の議決を希望していたとされるヒトラー<sup>(260)</sup>は、一月二六日の閣議において、突然、「心理学的理由」から法案の提出を拒否し、『全権授与法』の単なる延長を決定した。<sup>(260)</sup>ヒトラーがいう「心理学的理由」の正体は明らかであろう。たとえ今回の法案が、一見したところ、一九三三年以降の憲法実態を立法化し、立法権の主体が、ライヒ政府ではなく、指導者兼ライヒ首相であることを明言し、あわせて彼の権力の強化をはかろうとするものであったにせよ、ライヒ国会による議決を前提とする限り、ヒトラーがそのことを受け入れられなかったことは当然のことであったといわねばならない。それは、単に、彼が、全権授与とはいえ、ライヒ政府による評議や官報による公布等、法律の授権に必然的に伴う立法権に対する制限の存在を嫌った、<sup>(261)</sup>といったことに尽きるものではなかったはずである。より根本的な理由が問題であつたらう。即ち、国会による議決が、元来民族に由来し、人格と不可分のはずの指導者の立法権をライヒ憲法により根拠づけ、結果として指導者の地位そのものまでを法的授権の連鎖の中に組み込み、彼を一個の国家机关に貶めようとするものに他ならなかった以上、そうした議決を求めること自体が指導者権力の自己否定以外の何物でもなかったにちがいない。

それでは、『政府立法に関する指導者命令』の最後の段落が規定する「留保」は何であつたのか。公式の注釈書は、これを次のように解説する。「全権授与法の延長は、即自的には、その重要性に鑑み、ライヒ国会に留保された事柄であるとみなされるべきである。そのことは、単に過去の二つの延長法がライヒ国会法として公布されたというだけではなく、第三項の留保からも明らかなるところである。即ち、指導者命令は、全体戦争の故に当分の間大ドイツ国会の招集が不可能であることから一時的措置として布告されたものに過ぎず、そのため、将来の（ライヒ国会による）批准を留保する

に至つたのである」<sup>(262)</sup>と。つまり、注釈書によると、今回の指導者命令にもかかわらず、ライヒ政府への立法権の授与は本来ライヒ国会の権能であることに変わりはなく、指導者によるそれはあくまで戦時における臨時的措置であつたといふわけだ。しかしながら、これは、第三ライヒの憲法実態を無視した、あまりにも規範主義的な解釈であつたといわなければならない。先ず確認されるべきは、既に紹介したとおり、問題は『全権授与法』の「延長」ではなかつたという明白な事実である。事の本質はライヒ政府の立法権の新たな創設であり、それは、第二項に定めるとおり、指導者による授権によつて完成したことにつき疑問はない。それ故、ライヒ国会による批准は、授権の完成にとつては元々不必要な手続であり、所詮は、指導者の歴史的行為に対しドイツ民族が祝祭的な同意を表明する機会の提供といつた意味をもつものでしかなかつたのである。ここで、授権法国会でのヒトラーの発言を改めて想起することは無駄ではないであろう。彼は次のように語つていた。「政府は将来にわたり自らとつた措置をその折々国会に報告し、あるいは一定の理由からそうすることが合目的であると判断した場合、国会の同意を得ることを留保するものである」<sup>(263)</sup>と。いずれにせよ、第三項の留保は、先の解釈とはまったく逆に、「私は……」との文言と合わせて、ライヒ国会の立法権の淵源が民族の指導者、アドルフ・ヒトラーに存することを改めて表現するものに他ならなかつたのだ。

フーバーは、『政府立法に関する指導者命令』のほぼ六年前に出版した著書の中で、第三ライヒの憲法体制の下における立法権の所在について次のような見解を明らかにしていた。即ち、「ライヒにおける一切の立法権は指導者の意思に遡る。ドイツライヒにはただ一人の立法者が存在するだけである。指導者自身がそうである。立法権は常に指導者により行使され、立法は、<sup>(264)</sup>「それがライヒ国会、ライヒ政府等のいずれによつて行われよう」と、指導者権力の一つの直接的表現以外の何物でもない」と。むろん、当時このような憲法体制が明白な形で法文によつて表現されていたわけではない。

『四カ年計画施行令』から始まって、今ようやく、立法に関する指導者—国家—憲法体制の在り様が『政府立法に関する指導者命令』により最終的に確認され、宣言されるに至ったのだといえようか。即ち、アドルフ・ヒトラーが、民族の指導者であるという、ただそのことだけを根拠として、ライヒの最高立法権者の地位に立ち、自ら直接に立法権を行使し、あるいは、ライヒ国会、ライヒ政府を含む一切の立法機関の淵源として、それらを指導、監督する、そうした体制がそうであった。

### 略語表

略語については法政研究七巻二号一七六頁、及び三号二四頁に掲載のものを参照されたい。なお、新たに追加した略語は左記の通りである。

DJT	Deutscher Juristentag
DokDpP	P.M.Benneckenstein (Hg.) Dokumente der deutschen Politik.
DVBl	Deutsche Verwaltungsblätter
JAKDR	Jahrbuch der Akademie für Deutsches Recht
RMBI	Reichsministerialblatt
RVBl	Reichsverwaltungsblatt
ZAKDR	Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht
ZdKP	Zeitschrift für deutsche Kulturphilosophie

註

- (一) von Rozycki, RVBl 1941, S. 202. (二) Urt. d. Verw. Ger. Hamburg v. 7. 10. 1935, JW 1936, S. 544. (三) RGBI 1933, Teil I, S. 141. (四) RGBI 1933, Teil I, S. 479. (五) G. Dahm, Deutsches Recht, Hamburg 1944, S. 230f. (六) H. Krüger, DR 1937, S. 312. (七) AKöttgen, JöR 1937, S. 145. (八) H. B. Brauge, Die Führungsordnung des deutschen Volkes, Hamburg 1940, S. 72. (九) C. Schmitt, Staat, Bewegung, Volk, Hamburg 1933, S. 7. [註] 堀内\置田\初徳 著 『ナチスドイツのナチズム』 木鐸社 | 1934年] (一〇) Zschucke, DJZ 1933, S. 835. (一一) H. Korte, DV 1942, S. 474ff. (一二) G. Neeße, Führergewalt, Tübingen 1940, S. 47, 51ff. (一三) T. Maunz, Gestalt und Recht der Polizei, Hamburg 1943, S. 11. (一四) R. Morsey, Das Ermächtigungsgesetz vom 24. März 1933, Göttingen 1976, S. 65. (一五) A. Köttgen, JöR 1937, S. 145. (一六) J. Goebbels, Der Angriff, München 1930, S. 71. (一七) RGBI 1933, Teil I, S. 479. (一八) RGBI 1933, Teil I, S. 75. (一九) RGBI 1933, Teil I, S. 729. (二〇) R. Kluge/H. Krüger, Verfassung und Verwaltung im Dritte Reich, Berlin 1937, S. 54f. (二一) VB vom 14. 11. 1933. (二二) VB vom 13. 12. 1933. (二三) R. Kluge/H. Krüger, a. a. O., S. 54. (二四) A. Köttgen, JöR 1937, S. 76. (二五) RGBI 1936, Teil I, S. 133. (二六) Domarus, S. 596f. (二七) RGBI 1936, Teil I, S. 133. (二八) RGBI 1935, Teil I, S. 133. (二九) E. R. Huber, Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches, 2. Aufl., Hamburg 1939, S. 203. (三〇) Urt. d. Ehrengericht v. 23. 1. 1939, Entscheidungen des Ehrengerichtshofes bei der Reichs-Rechtsanwaltskammer, Bd. 33, S. 8ff. (三一) M. Broszat/E. Fröhlich/F. Wiesenmann (Hg.), Bayern in der NS-Zeit, Bd. 1, München 1977, S. 504. (三二) H. Lammer, Reich und Ostmark 1938, S. 27. (三三) StBVR, Bd. 457, S. 31. (三四) StBVR, Bd. 458, S. 63. (三五) K. Kümmeling, Der Sinnwandel des Gesetzsbegriffes im nationalsozialistischen Staate, Düsseldorf 1938, S. 39. (三六) A. Köttgen, JöR 1937, S. 77f. (三七) K. Kümmeling, a. a. O. (三八) F. P. Heffter/C. H. Ule/C. D. Dernedde, Sonderausgabe aus JöR 1935, S. 81. (三九) W. Stückart/H. Hoewel/R. Schiedermair, Der Staatsaufbau des Deutschen Reichs, Leipzig 1943, S. 93. (四〇) A. a. O. (四一) RGBI 1935, Teil I, S. 1145. (四二) RGBI 1935, Teil I, S. 1146. (四三) RGBI 1937, Teil I, S. 105, RGBI 1939, Teil I, S. 95. (四四) DokDP, Bd. 2, S. 112ff. (四五) StBVR, Bd. 458, S. 20. (四六) A. a. O., S. 57. (四七) A. a. O., S. 61. (四八) A. a. O., S. 62. (四九) E. R. Huber, a. a. O., S. 207ff. (五〇) A. Köttgen, JöR 1937, S. 78. (五一) VB vom 18. 8. 1934. (五二) E. R. Huber, ZStW 1935, S. 229. (五三) O. Koellreuter, Der Aufbau des deutschen Führerstaates, Berlin 1936, S. 32. (五四) F. P.

Heffer/C.H.Ule/C.Dernedde,Sonderausgabe aus JoR 1935 ,S.78. (59)H.Lammers,a.a.O.,S.21f.,29. (55)RGBl 1933,Teil I,S.732. (55)E.R. Huber,Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches,2.Aufl.,S.202. (55)W.Frick,Der Neuaufbau des Reichs,Berlin 1934,S.13. (55)E.R. Huber,ZStW 1935,S.205. (55)VB vom 12/13.11.1933. (55)S.Neumann,Permanent Revolution,London 1942 [1965] ,S.148. [邦米\匪\樞木記「大衆國家ヲ撰議」のヤチヲ書讀ム一八九〇年] (55)RGBl 1934,Teil I,S. 747. (55)Hoche,Reich und Länder,1936,S.68. (55)I.von Münch, Gesetze des NS-Staates,Berlin 1968,S.14. (55)H.Krtger,DR 1937,S.312. (55)J.Goebbels, Vom Kaiserhof zur Reichskanzlei,München 1934,S.302. [国策要略『ヒトキヤムニ由ル』 権臣輔政ノ大要] (55)P/N,Ja-1,S.5. (55)Akten der Reichskanzlei,Regierung Hitler 1933-1938,Teil I:1933/34,Bd.1.,S.659ff. (55)A.a.O.,S.661f. (55)A.a.O.,S.662f. (55)A.a.O.,S.664f. (55)VB vom 15.7.1933. (55)U.Scheuner, DRW 1940,S.26f. (55)RMBI 1933,S.386. (55)RMBI 1924,S.173. (55)BA.R43II/1036,BI.85ff. (55)RMBI 1935,S.423. (55)G.Schulz,Die Nationalsozialistische Machtergreifung.(K.D.Bracher/W.Sauer/G.Schulz(Hg.)),Köln 1962,S.423. (55)L.Gruchmann,Justiz im Dritten Reich 1933 -1940,München 1987,S.895ff. (55)RGBl 1936,Teil I,S.493. (55)BA.R43II/1513,BI.4. (55)P/N,IIc-6,S.99. (55)L.Gruchmann,a.a.O.,S.895. (55)BA.R43II/1513,BI.2. (55)L.Gruchmann,a.a.O. (55)BA.R43II/1513,BI.5. (55)RGBl 1938,Teil I,S.651. (55)BA.R43II/1513,BI.94. (55)A.a.O. (55)P/N,IIc-6,S.117. (55)BA.R43II/1513,BI.94. (55)P/N,IIc-6,S.117. (55)W. Stückart/G.Neesse,Partei und Staat,Wien 1938,S.27. (55)J.Heckel,DVBl 1937,S.62. (55)Akten der Reichskanzlei,Regierung Hitler 1933-1938,Teil I:1933/34,Bd.1.,S.364f. (55)DR 1933,S.28. (55)DJ 1933,S.478. (55)JAKDR 1933/34,S.7. (55)Gesetz-und Verordnungs-Blatt für den Freistaat Bayern,1933,S.277. (55)P/N,IIId-5,S.1. (55)RGBl 1934,Teil I,S.605. (55)RGBl 1934,Teil I,S.605. (55)JAKDR 1933/34,S.177. (55)Bührer,Nationalsozialistisches Handbuch für Recht und Gesetzgebung.(H.Frank(Hg.)),München 1935,S.1584. (55)L.Gruchmann,a.a.O.,S.747. (55)VB vom 16/17/18.4.1933. (55)L.Gruchmann,a.a.O.,S.89. (55)L.Gruchmann,a.a.O. (55)BA .R22/4723,BI.251. (55)A.a.O.,Bl.250/253. (55)A.a.O.,Bl.254. (55)DR 1935,S.18. (55)H.Frank,ZAKDR 1940,S.341. (55)JAKDR 1939/40,S.IXf. (55)L.Gruchmann,a.a.O.,S.752f. (55)A.a.O.,S.747f. (55)Akten der Reichskanzlei,Regierung Hitler 1933-1938,Teil I:1933/34,Bd.1.,S.601. (55)RGBl 1933,Teil I,S.

1016. (註) E.R.Huber, Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches, 2. Aufl., S.226. (註) H.Kröniger, DR 1937, S.312. (註) Sommer, Deutsches Verwaltungsrecht. (H.Frank (Hg.)) München 1937, S.170. (註) L.Gruichmann, a.a.O., S.748. (註) Deutschen Nachrichtenbüro vom 27.7.1934.
- (註) BA.R.43II/694, Bl.80f. (註) A.a.O., Bl.92. (註) A.a.O., Bl.99. (註) RGBI 1934, Teil I, S.81. (註) BA.R.43II/694, Bl.120. (註) A.a.O., Bl.85. (註) A.a.O., Bl.88. (註) A.a.O., Bl.91. (註) A.a.O., Bl.123. (註) A.a.O., Bl.126. (註) RGBI 1934, Teil I, S.1235. (註) RGBI 1937, Teil I, S.281. (註) RGBI 1934, Teil I, S.1269. (註) RGBI 1935, Teil I, S.64. (註) RGBI 1936, Teil I, S.994. (註) M.Moll, "Führer-Erlaße" 1939-1945, Stuttgart 1997, S.172.
- (註) RGBI 1941, Teil I, S.295. (註) RGBI 1942, Teil I, S.35. (註) K.Kämmerling, a.a.O., S.34. (註) E.R.Huber, ZStW 1941, S. 550. (註) H.P.Jpsen, RVBl 1940, S.24. (註) RMBI 1933, S.386. (註) E.R.Huber, Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches, 2. Aufl., S.228f. (註) A.a.O., S.228.
- (註) H.Korte, DV 1942, S.501. (註) RGBI 1935, Teil I, S.375. (註) H.Kröniger, DR 1937, S.312. (註) W.Weber, JAKDR 1937, S.184. (註) A.a.O., S.196. (註) Berthold, DV 1935, S.272. (註) K.Kämmerling, a.a.O., S.37f. (註) E.R.Huber, a.a.O., S.229. (註) RMBI 1935, S.423. (註) Hoche, a.a.O., S.67. (註) E.R.Huber, a.a.O., S.237f. (註) H.B.Brauß, a.a.O. (註) W.Weber, ZStW 1942, S.132. (註) W.Weber, JAKDR 1937, S.194. (註) RGBI 1934, Teil I, S.751. (註) RGBI 1936, Teil I, S.133. (註) RGBI 1933, Teil I, S.45. (註) RGBI 1933, Teil I, S.180. (註) RGBI 1935, Teil I, S.1085. (註) RGBI 1936, Teil I, S.51. (註) E.R.Huber, a.a.O., S.253. (註) W.Weber, ZStW 1942, S.135. (註) E.R.Huber, a.a.O., S.257. (註) A.Kötigen, JöR 1937, S.147. (註) A.Platen-Haller, Die Tötung Geisteskranker, Frankfurt am Main 1948, S.19f. (註) RGBI 1942, Teil I, S.515. (註) RGBI 1943, Teil I, S.533. (註) D.Rebentisch, Führerstaat und Verwaltung im Zweiten Weltkrieg, Frankfurt am Main 1987, S.383f. (註) G.Dahm, a.a.O., S.232. (註) W.Weber, ZStW 1942, S.124. (註) A.Kötigen, JöR 1937, S.147. (註) W.Weber, ZStW 1942, S.135. (註) E.R.Huber, a.a.O., S.253. (註) W.Best, DR 1939, S.48. (註) U.Scheuner, DRW 1940, S.33f. (註) z.B., RGBI 1939, Teil I, S.2179. (註) H.Korte, DV 1942, S.500f. (註) E.R.Huber, ZStW 1941, S.550. (註) RGBI 1939, Teil I, S.2179. (註) E.R.Huber, Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches, 2. Aufl., S.251ff. (註) E.R.Huber, ZStW 1941, S.550. (註) W.Weber, ZStW 1942, S.123. (註) A.a.O., S.132. (註) R.Morsey, a.a.O., S.65. (註) G.Dahm, a.a.O. (註) RGBI 1935, Teil I, S.826. (註) RGBI 1938, Teil I, S.305. (註) RGBI 1938, Teil I, S.1759. (註) RGBI 1942, Teil I, S.515. (註) RGBI 1934, Teil I, S.91. (註)

P/N,IIa-10,S.2. (22) RGBI 1934. Teil I,S.769.; RGBI 1935. Teil I,S.309.;RGBI 1936. Teil I,S.378.;RGBI 1938. Teil I,S.433. (23) RGBI 1939. Teil I,S.1023. (24) RGBI 1939. Teil I,S.1549. (25) RGBI 1939. Teil I,S.2103. (26) Werner,ZAKDR 1940,S.130. (27) W. Weber,ZStW 1942,S.109. (28) RGBI 1935. Teil I,S.1135. (29) RGBI 1938. Teil I,S.1611. (30) RGBI 1942. Teil I,S.165. (31) RGBI 1934. Teil I,S.341. (32) W. Weber,ZStW 1942, S.135. (33) HKorte,DV 1942,S.498. (34) RGBI 1936. Teil I,S.887. (35) RGBI 1938. Teil I,S.111. (36) RGBI 1938. Teil I,S.112. (37) VB vom 10. 9.1936. (38) RGBI 1936. Teil I,S.927. (39) H.Boßung,RVBI 1937,S.118f. (40) A.François-Poncet,Souvenirs d'une ambassade a Berlin, Septembre 1931-October 1938,Paris 1946,S.290. (41) RGBI 1935. Teil I,S.609. (42) TMWC,Bd.9,S.290. (43) VB vom 6.2.1938. (44) RGBI 1938. Teil I,S.1331. (45) RGBI 1939. Teil I,S.1539. (46) RGBI 1941. Teil I,S.201. (47) RGBI 1941. Teil I,S.295. (48) W. Weber,ZStW 1942,S.112. (49) H.Boßung,RVBI 1937,S.118. (50) P/N,Ib-30,S.2. (51) (Hg.) W. Belinz/H.Graml/H.Weiss,Enzyklopädie des Nationalsozialismus,Stuttgart 1997,S.482f. (52) W.Frick,RVBI 1940,S.126. (53) A.a.O. (54) RGBI 1939. Teil I,S.1495. (55) E.R.Huber,ZStW 1941,S.575. (56) A.a.O.,S.571ff. (57) RGBI 1938. Teil I,S.1332. (58) RGBI 1939. Teil I,S.2077. (59) RGBI 1940. Teil I,S.778. (60) RGBI 1939. Teil I,S.1539. (61) W.Frick,RVBI 1940,S.126. (62) A.a.O. (63) DJ 1940,S.5. (64) P/N,IRV-1,S.1. (65) H.P.Ipsen,RVBI 1940,S.24. (66) U.Scheuner,DRW 1940,S.36. (67) P/N, IRV-1,S.1. (68) RGBI 1939. Teil I,S.1679. (69) RGBI 1939. Teil I,S.1683. (70) RGBI 1939. Teil I,S.2000. (71) RGBI 1939. Teil I,S.2378. (72) RGBI 1923. Teil I,S.959. (73) U.Scheuner,DRW 1940,S.32. (74) W.Stuckart/H.Hoewel/R.Schiedernair,a.O. (75) H.P.Ipsen,RVBI 1940,S.24. (76) RGBI 1943. Teil I,S.295. (77) L.Gruchmann,Fest.f.Fraenkel,1973,S.191. (78) A.a.O. (79) BA,R43II/694a,BI.59. (80) A.a.O.,BI.60. (81) D.Rehentsch,a.a.O.,S.46. (82) P/N,Ia-1,S.6. (83) StBVfR,Bd.457,S.31. (84) E.R.Huber,Verfassungsrecht des Großdeutschen Reiches,2. Aufl.,S.237f.

〔1部史料の利用と引用について〕 Bundesarchiv Koblenzの便宜と許可を得ました。ここに記して、感謝申し上げます。〕